

阿久根市 環境基本計画

[第3次改訂版]

(案)



令和2年度
鹿児島県阿久根市



目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び目的	1
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の区域と人口	8
5 計画の対象範囲	8
6 計画の策定体制	8

第2章 あくねの環境

1 阿久根市の概要	9
2 生活環境に係る現状	13
3 自然環境に係る現状	22
4 地球環境に係る現状	30
5 計画策定に向けたポイント	32

第3章 あくねの環境像

1 基本理念	35
2 目指すべき環境像	36
3 基本的方向	37
4 環境目標	39

第4章 重点目標及び重点施策

1 「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」	40
2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」	42
3 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」	45
4 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」	47
5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」	49

第5章 市民・事業者の取組

1 市民の取組	52
2 事業者の取組	56

第6章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	60
2 計画の普及	61
3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）	61
4 調査・研究の推進	62
5 行政内部の連携・調整（進行管理）及び関係機関との連携強化	62

資料編

1 用語の解説	63
2 環境目標に係る各種基準等（参考）	84
3 阿久根市環境基本条例	88

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の区域と人口
- 5 計画の対象範囲
- 6 計画の策定体制

1 計画策定の背景及び目的

(1) 環境問題をとりまく情勢

① 国内外の動向

近年、地球環境問題*や生物多様性の損失の問題等、全地球的に人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

平成26年にはI P C C (気候変動に関する政府間パネル) 第5次評価報告書が公表され、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13年(1880年)から平成24年までの約130年間で0.85℃上昇したと考えられること、今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲に、海面水位の上昇は0.26メートルから0.82メートルまでの範囲に入る可能性が高いと予測されていることなどが報告されています。

平成27年には持続可能な開発目標(S D G s)が、国連総会で採択され、持続可能な開発のための2030アジェンダ*に掲げられた平成28年から令和12年までの国際目標として、17の目標とそれらに付随する169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方方が示されています。

また、平成9年に採択された「京都議定書*」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条例第21回締約国会議(C O P 21)において、気候変動に関する令和2年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国以上かつ、それらの国の温室効果ガス排出量が55パーセント以上の批准という2つの要件を満たし、平成28年に発行し、日本も同年11月に批准しています。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として令和12年度の温室効果ガスの排出を平成25年度の水準から26パーセント削減することが目標として定められました。

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的かつ総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法*を制定するとともに、平成6年に同法の規定に基づく環境基本計画*を策定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、平成24年に策定された第四次環

境基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、環境行政の目標である「持続可能な社会」の姿を「低炭素」、「循環型」、「自然共生」の各分野で総合的に達成することに加え、その基盤となる「安全」の確保が明示されました。その後、平成30年に策定された第五次環境基本計画では、これまでの「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方から「特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決し得る分野横断的な重点施策を設定する」という考え方方が明示されています。

鹿児島県では、「県環境基本計画*」に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画*」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

② 阿久根市の動向

本市では、平成22年度から「第5次阿久根市総合計画*」を推進し、このなかで「自然と人が共生するまち」を「あるべきまちの姿」としたまちづくり施策を展開してきましたが、この間、人口減少と少子化の進展はもとより、市民ニーズや価値観・ライフスタイルの多様化など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化や諸課題に適切に対応し、本市が目指すべきまちづくりの方向を明確に示し、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度からは「阿久根市まちづくりビジョン*」により、次のように本市の将来像の基本理念を掲げ、施策を推進することとしています。

「阿久根市まちづくりビジョン」基本構想

阿久根市の将来像 帰ってみたくなる 行ってみたくなる

東シナ海の宝のまち あくね

基 本 理 念 「まちづくり」は「ひとづくり」から

～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～

また、「阿久根市環境基本条例」を平成13年4月に施行し、その中では、環境の保全や回復を図り、環境への負荷の少ない社会づくりの指針とするために、「阿久根市環境基本計画」の策定を義務付けています。

○阿久根市環境基本条例（抜粋）

環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、阿久根市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

これを受けて、本市では「阿久根市環境基本計画」を平成15年3月に策定し、「環境を大切におもう意識を育てる」、「やすらぎのある快適な生活環境づくり」、「豊かな自然を守り育てる」、「自然や文化にふれあうことができる」、「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」を5つの基本的方向と位置づけ、実現のための施策を実行してきました。

このほかにも、平成18年3月に「環境美化条例」を制定し、市民の環境美化への積極的な参加と責任の明確化を図るとともに、北薩広域行政事務組合で策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏まえ「一般廃棄物処理実施計画」や「生活排水処理基本計画」、「分別収集計画」、「地球温暖化*防止活動計画」など関連する計画を策定し、その実施に努めてきました。

その主な実施状況としては、次のとおりです。

一般廃棄物*の処理としては、衛生自治会と連携して20種類に分別した家庭ごみを市の指定袋で分別収集し、再資源化できるものは民間業者による中間処理をした後に再商品化業者等に引き渡し、一部は有償売却してその益金は市のごみ処理経費や各区のステーション管理費に還元しています。

また、平成25年度から海岸漂着物対策として、海岸における良好な景観及び環境の保全を進めるために、海岸漂着物等の処理を行う海岸漂着物対策推進事業に取り組んでいます。

さらに、平成26年10月から生ごみ堆肥化モデル事業を開始し、年々モデル地区を増やしていき、令和元年度は市内63地区（人口比率約92%）で実施しました。また、再資源化できないものは、北薩広域行政事務組合環境センターなどの処理施設にて適正に処分する体制を確立することができました。

自然環境保護の分野では、地球温暖化対策として、公用車への低公害車*の積極的な導入、公共用水域の保全対策として、水質を監視するため主要な河川及び海水浴場の水質検査の実施、生活排水処理対策として、小型合併処理浄化槽*の設置者に対する助成の実施、希少動植物種保護対策として、地域住民による海岸清掃、ウミガメパトロールや子供たちを対象とした海岸での自然体験学習の実施等を通じて自然環境保護に対する意識の定着を図ることができました。

このほか、不法投棄や悪臭・騒音・振動等の公害*対策として、警察等との連携強化によるパトロールや不法投棄防止の広報活動、啓発看板の設置などを行い、悪臭等の苦情については、施設などに対し発生源の設備の改善、環境整備の指導を実施しました。

このように、様々な事業を実施してきていますが、今日の環境問題はこれまで以上に複雑化し、産業活動のみならず市民生活などから発生する環境負荷も大きくなっています。本市でも、地域だけの問題という枠にとらわれず、地球規模で環境問題をみつめ、市民一人ひとりが環境に配慮した行動に努めなければなりません。

○阿久根市環境美化条例（抜粋）

（市民等の責務）

第4条 市民は、自宅周辺を清潔に保つなど、美しい自然及び良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相手に協力して、自主的に環境美化活動を推進するよう努めなければならない。

3 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に収納するなど適切に処理しなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市、事業者、関係行政機関が実施する環境美化に関する施策、活動、事業等に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清潔に保つなど、美しい自然及び良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の責務について、従業員その他事業活動等に従事する者に周知しなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市、関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（占有者等の責務）

第6条 占有者等は、その所有し、占用し、又は管理する土地、建物又は工作物（以下「管理地等」という。）及びこれらの周辺を清潔に保ち、みだりにごみが捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 占有者等は、その管理地等にごみが捨てられた場合において、投棄した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

（禁止行為等）

第7条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を公共の場所等に捨ててはならない。

2 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを公共の場所等に放置してはならない。

3 何人も、公共の場所等においてみだりに置き看板、のぼり旗、はり札等又は商品その他の物品を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）してはならな

い。

(ごみの散乱防止に関する責務)

第8条 容器入りの飲料又は食料を販売(自動販売機による販売を含む。)する者は、空き缶、空き瓶等の容器及び包装の散乱防止について市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)に回収容器を設けるなど、適正な回収に努めなければならない。

2 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する者は、空き缶、吸い殻等の散乱防止について市民等へ啓発を行うとともに、空き缶、吸い殻等が散乱している場合には、その場所を清掃しなければならない。

3 屋外広告物を掲出し、又はちらしその他の宣伝物(以下「ちらし等」という。)を配布しようとする者は、街の美観に配慮するよう努めるとともに、そのちらし等が散乱している場合においては、速やかにこれを回収し、当該公共の場所等を清掃しなければならない。

(2) 計画策定の目的

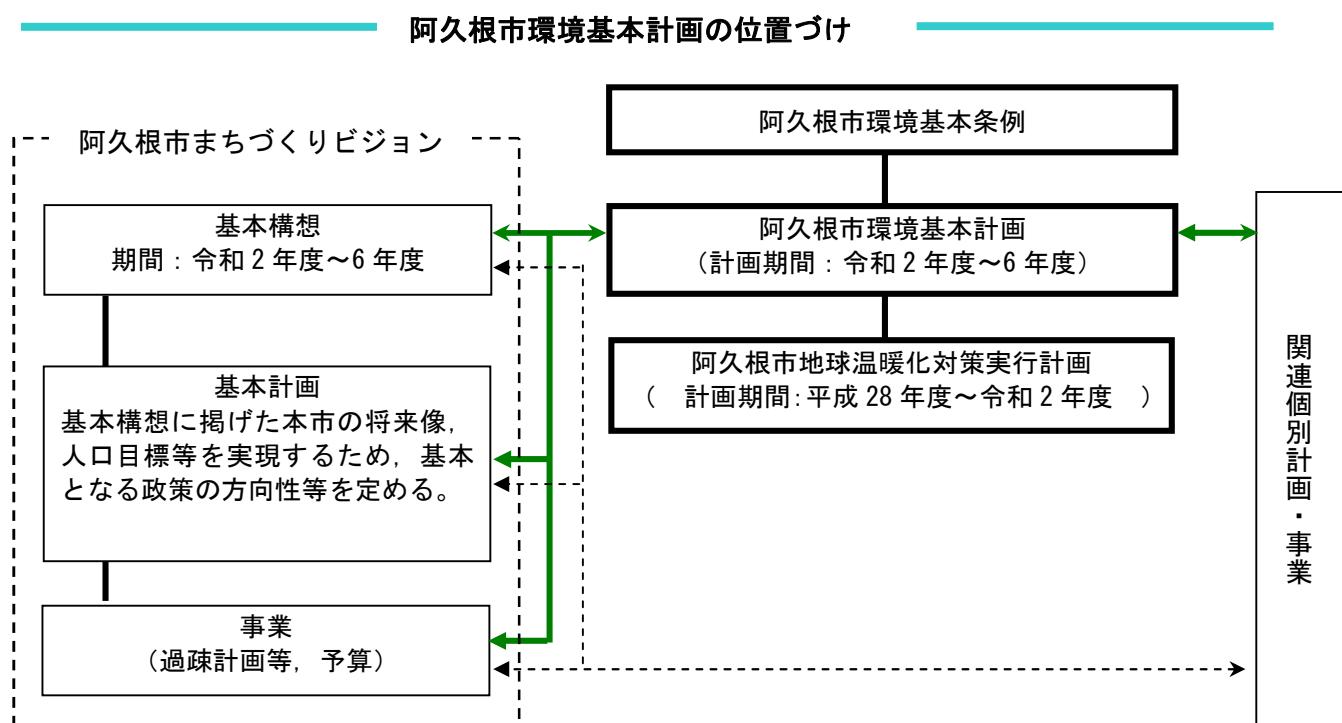
「阿久根市環境基本計画」は、環境問題を取り巻く様々な背景や情勢を念頭に置き、本市において循環型社会形成及び環境に配慮した持続可能な地域づくりを進めていくために、環境負荷の少ない行動を実践し、阿久根にふさわしい地域環境のあり方を明らかにすることを目的とします。

また、環境に配慮した新たな行政の展開を図るために、本市の自然的、社会的な条件に応じた施策を体系化し、様々な施策手法を有機的に組み合わせるとともに、市民・事業者・市行政の自主的・主体的な取組と相互のパートナーシップにより、本市の目指すべき環境像と目標の実現に向け、総合的に環境施策の推進・管理・実行するための方針・道筋を示します。

2 計画の位置付け

「阿久根市環境基本計画」は「阿久根市まちづくりビジョン」や「阿久根市環境基本条例」の理念に基づいて、関連する個別の計画、実施計画及び事業計画と整合を図り、本市における環境に配慮した行政を展開していくための基本的な考え方を示すものです。

今後も本計画の内容を基に、必要に応じて環境施策に係る個別の実施計画を策定するなどして、具体的で実効性のある取組を進めていきます。



3 計画の期間

本市の上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」と整合を図るため、本計画の期間を令和2年度～令和6年度の5年間とします。また、将来の環境をめぐる情勢の変化などに対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の目標年度	令和 6 年度
計画の期間	令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

4 計画の区域と将来人口

本計画の対象区域は、令和2年1月1日現在の市内全域134.28平方キロメートルとします。

ただし、周辺市町との広域的な配慮が必要となる場合については、これを加味した計画内容とします。

本計画では、期間終了後の令和7年の人口を、「阿久根市まちづくりビジョン」で想定する17,489人として施策を推進します。

5 計画の対象範囲

計画で取り扱う環境分野は、生活環境（公害等）、快適環境（都市基盤整備等）、自然環境（生態系等）、地球環境（温暖化、オゾン層破壊、資源リサイクル*等）、環境保全のための仕組みづくり（環境教育等）とします。

なお、必要に応じて、本計画で取り扱う分野の見直しを行います。

◇ 阿久根市環境基本計画で取り扱う範囲 ◇

生 活 環 境	都市・生活型公害、化学物質 他
快 適 環 境	都市基盤整備、都市アメニティ 他
自 然 環 境	生態系、水辺、緑、生き物 他
地 球 環 境	温暖化、オゾン層の破壊、資源リサイクル、雨水再利用 他
仕 組 み づ く り	環境学習、環境教育、環境情報提供 他

6 計画の策定体制

計画の策定体制は、「環境審議会」を上層機関として、関係機関と合議し、策定を行いました。

○環境審議会：学識経験者、市民団体・事業者などの代表者で構成する環境施策について審議を行う機関。行政が掲げる環境施策に対し、学識的観点、各分野の専門的観点、市民・事業者的観点から審議を行い、環境施策の可否を決定します。

第2章

あくねの環境

- 1 阿久根市の概要
- 2 生活環境に係る現状
- 3 自然環境に係る現状
- 4 地球環境に係る現状
- 5 計画策定に向けたポイント

1 阿久根市の概要

(1) 市の沿革

阿久根の地一帯は、平安時代に英祢院と称しており、その院司に任命された英祢氏によって統治されていました。後に英祢は莫祢とも書かれ、15世紀中期、9代島津良忠のとき「阿久根」に変えたといわれています。

市の成り立ちは、廃藩置県後1872年（明治5年）に阿久根郷、1889年（明治22年）に阿久根村となり、1952年（昭和27年）に阿久根町が市制を施行、1955年（昭和30年）に三笠町を合併して現在の阿久根市に至っています。

高松川河口の阿久根港を中心に市街地が開け、温暖な気候を生かした農林業、黒潮が運ぶ漁業資源を活用した水産業の振興により発展してきました。

延長40kmに及ぶ海岸線を有し、古くから海陸交通の要衝として海運業や海外貿易に栄え、現在も天草諸島や長島方面への起点となっています。近年では「食のまち」として、新鮮な魚介類や豊かな農林産物を全国に発信しています。

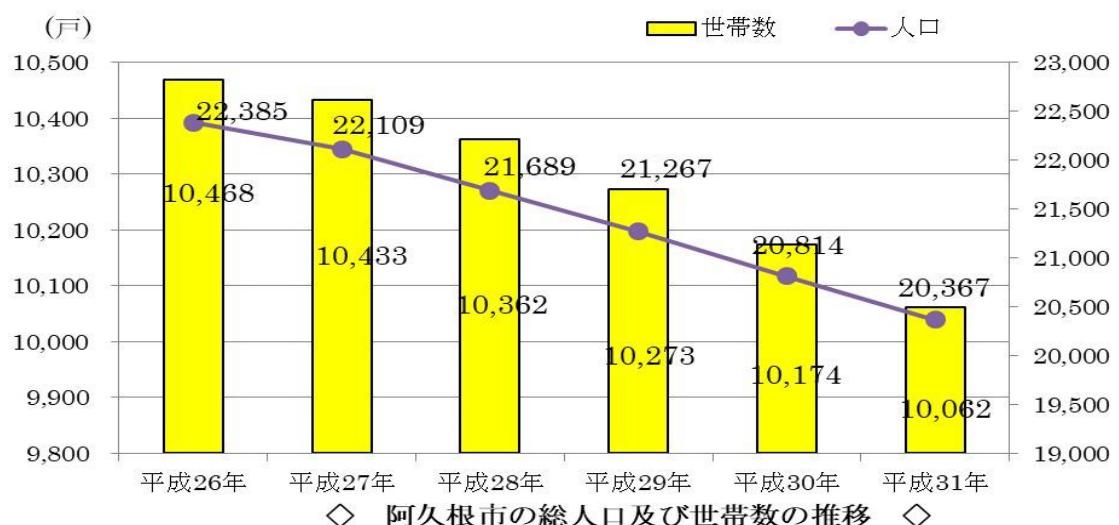


◇ 阿久根市の位置図 ◇

(2) 人口・世帯数

本市の人口は、三笠町と合併した昭和30年をピークに減少する傾向にあり、平成31年3月31日現在の住民基本登録人口数20,367人となっています。

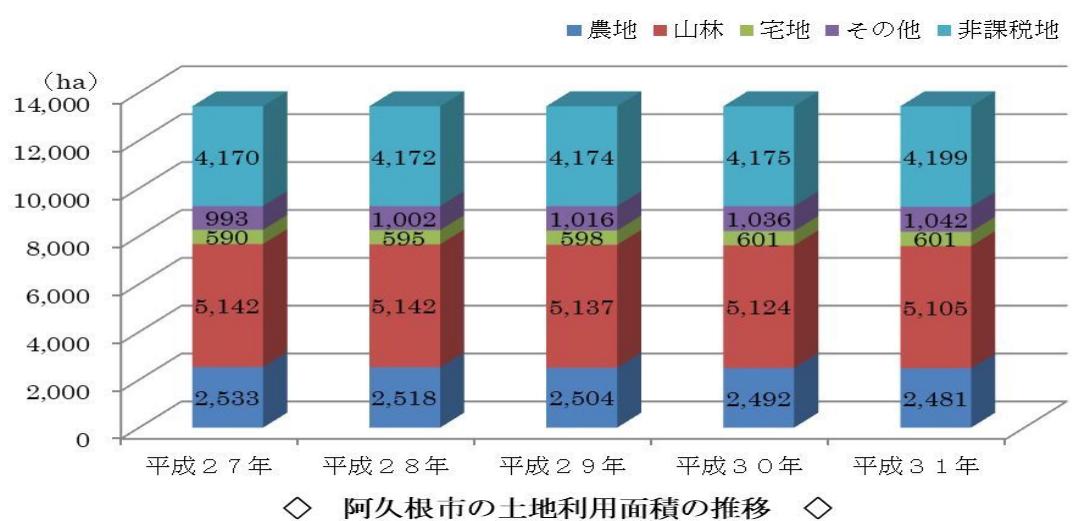
1世帯当たりの人口は減少する傾向にあり、平成31年3月31日現在では、2.02人/世帯となっています。



資料：人口世帯集計表

(3) 土地利用

本市の土地利用状況は、近年では「農地」が減少する傾向にあります。

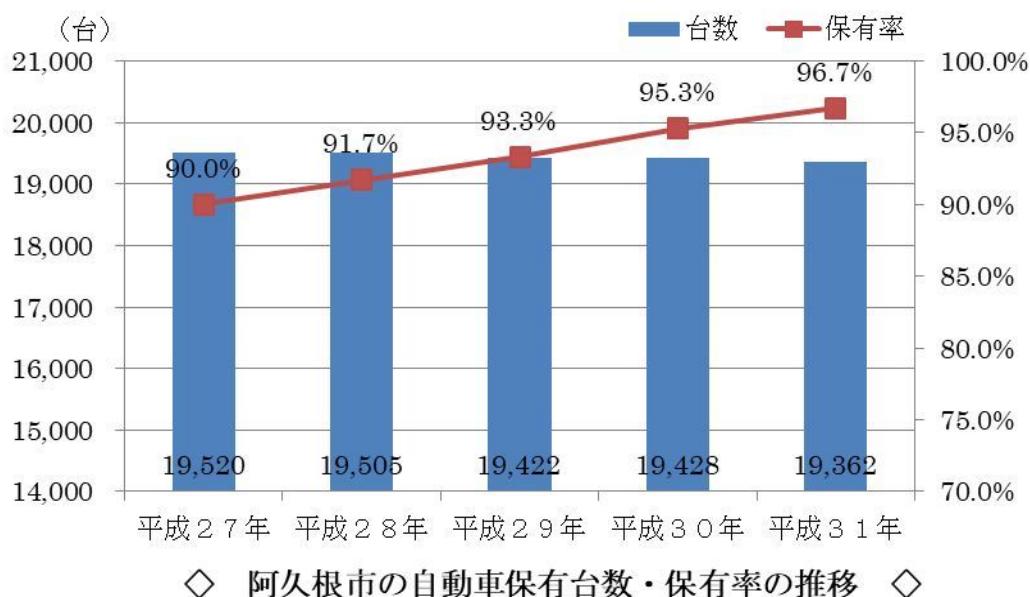


資料：統計あくね

(4) 交通

本市で自動車の交通量が最も多い路線は、国道3号です。高規格幹線道路である南九州西回り自動車道については、出水ICから阿久根ICを繋ぐ阿久根出水道路（14.9km）が開通しており、今後阿久根川内道路（22.4km）についても随時整備が進められています。また、地域高規格道路である北薩横断道路については、平成28年度に阿久根高尾野道路が事業化され、事業推進されています。

鉄道は、肥薩おれんじ鉄道の駅として、阿久根駅を含む4駅が整備されているほか、一部の地域を除きバス路線も整備されています。



資料：統計あくね

(5) 観光

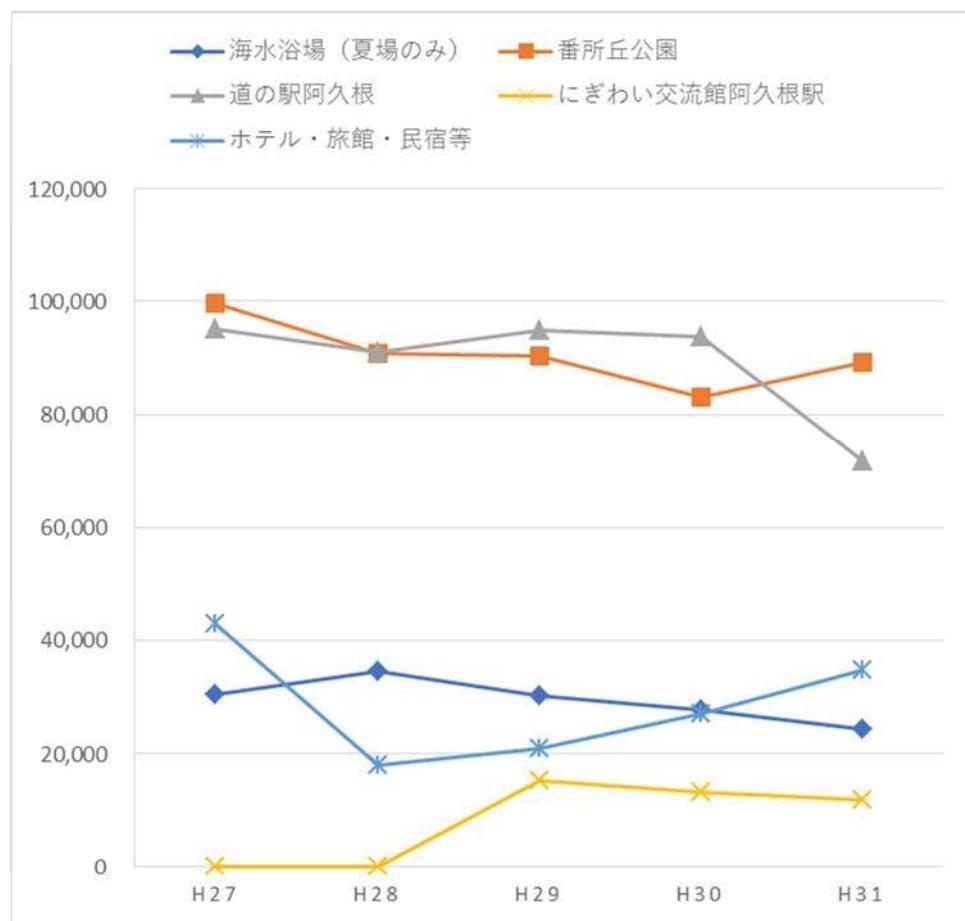
本市の観光施設等の利用者数の推移は、番所丘公園では、屋外施設が多く天候に左右されやすく、減少傾向で推移していましたが、令和元年度は増加しています。

また、南九州西回り自動車道が水引ICまで開通したことに伴い、市内の国道3号の交通量が増加しているにもかかわらず、道の駅阿久根の利用者数は平成31年度は大幅に減少しています。

さらに、大川インターチェンジ（仮称）付近に新たな「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅（※）建設計画も進められています。

その他の観光施設は、減少傾向で推移しています。宿泊者数は、グランビューアクネの閉館に伴い減少していましたが、民間施設の整備によりここ数年増加傾向にあります。

※ 道の駅の名称は、国土交通省に対して登録申請を行い、登録が認められて正式に決定されるものです。したがって、現段階でサンセット牛之浜景勝地の名称は仮称です。



2 生活環境に係る現状

(1) 大気環境（大気汚染、騒音、振動など）

本市の大気の状況は、過去に、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）について大気質の現地調査が実施され、環境基準*と比較すると良好な結果となっています。

また、本市周辺の大気汚染常時監視測定の結果では、二酸化窒素（NO₂）*、浮遊粒子状物質（SPM）*、二酸化硫黄（SO₂）*、光化学オキシダント（O_x）*、非メタン炭化水素（NMHC）*といった測定項目について、環境基準を満たす良好な結果となっています。このことから、本市及びその周辺における大気の状況は良好といえます。しかしながら、近年において微小粒子物質（PM2.5）に関する濃度情報が発表されるなど健康への影響も懸念されています。

本市の騒音・振動の状況は、過去に騒音・振動の現地調査が実施され、環境基準や要請限度*と比較すると良好な結果となっています。騒音に関しては、主な発生源として道路交通騒音が挙げられます。国道3号沿いは、比較的交通量が多いので、騒音による生活環境への影響が懸念されます。

○阿久根市における大気汚染物質測定結果(平成16年度)

	1日平均値(ppm)		環境基準
二酸化窒素(NO ₂)	最高値	最低値	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	0.009	0.001	
一酸化炭素(CO)	最高値	最低値	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
	0.2	0.0	

資料:鹿児島県

備考1. 測定位置:阿久根市民会館

備考2. 測定期間:H16.9.2～H16.10.5

備考3. 「1日平均値」は測定期間の最高値及び最低値を表示

○阿久根市における騒音の現地測定結果(平成28年から平成30年まで)

基準時間帯騒音レベル*と環境基準との比較

観測年度 及び 観測地点	等価騒音レベル*		環境基準		環境基準適合状況	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
H28 阿久根市塩浜町	67	63	70	65	○	○
H29 阿久根市波留	69	63	70	65	○	○
H30 阿久根市山下	60	50	70	65	○	○

備考 1. H28 は国道 3 号, H29 は県道阿久根東郷線及び H30 は県道下東郷阿久根線で実施

備考 2. 測定値は時間ごとに1日間(24時間)の測定を実施

備考 3. 環境基準は環境省の基準によるものであり、「資料編」のP84に記載

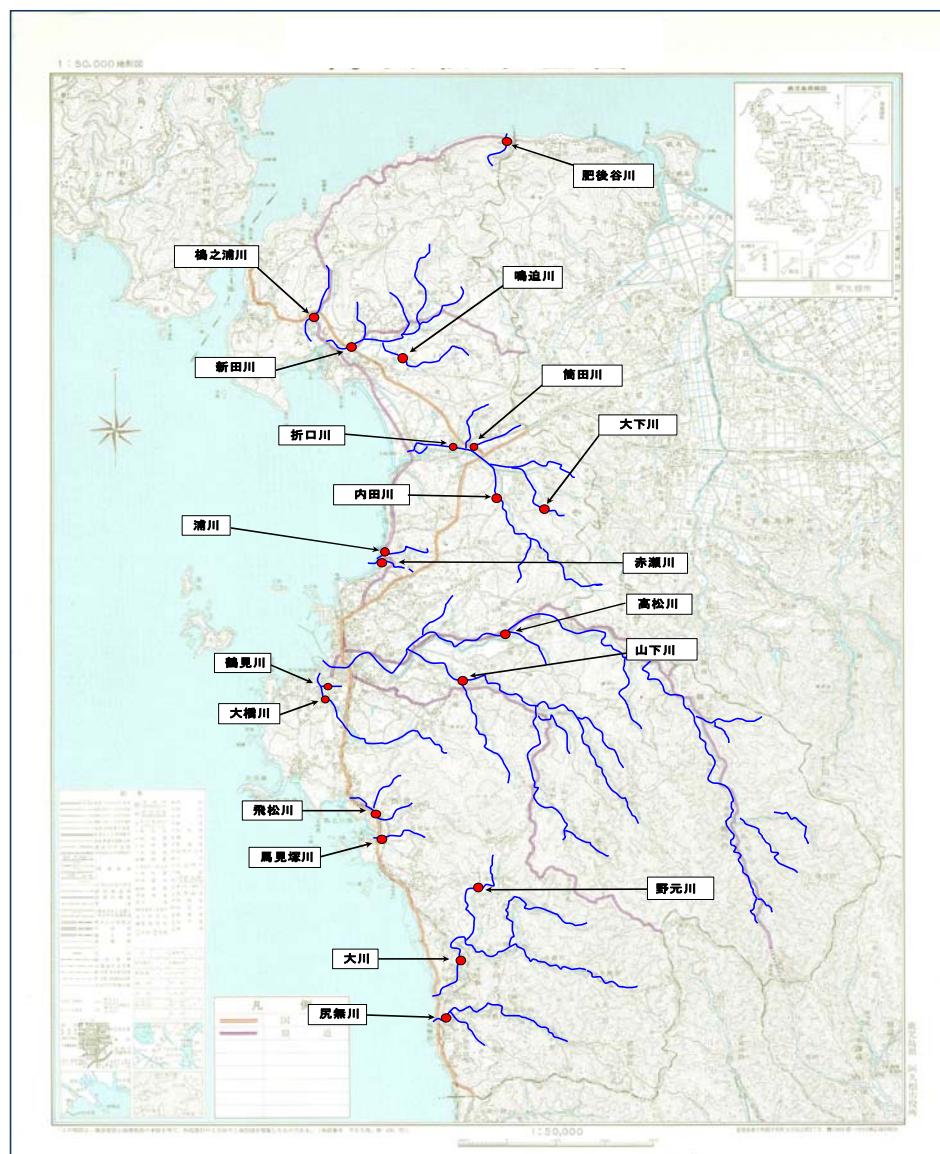
騒音レベルについては、近年、 L_{50} （中央値）を評価値とする考え方から、エネルギー平均値 L_{Aeq} を評価値とする考え方へ変わっていって、環境基準は平成 10 年に、要請限度は平成 12 年にそれぞれ改定されています。

(2) 水環境（水象、水質汚濁、水利用など）

① 水象*

本市は、東シナ海に面し、県管理の二級河川8河川が主要河川として流れています。準用河川及び普通河川が多いことが特徴でもあります。港については、沖合の好漁場から水揚げされる主要漁港・港湾施設が多数あります。海水浴場としては阿久根大島、脇本、大川島海水浴場などがあり、サーフィンなどのマリンスポーツとしての利用など、市民のレクリエーションの場となっています。

なお、市街地の約2km沖合海上に浮かぶ阿久根大島では、キャンプ、釣りなども楽しむことができます。



◇阿久根市の水系図◇

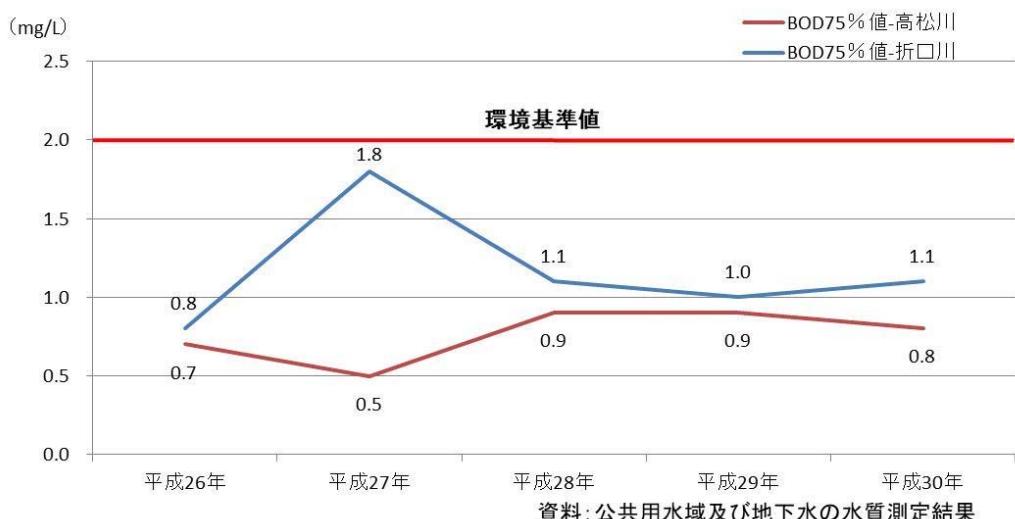
② 水質汚濁

河川の水質は、県の調査によると、折口川、高松川では大腸菌群数*を除く項目について、良好な水質が保たれています。本市が調査した19河川 25か所の測定結果から、ほとんどの河川で環境基準値以下となっています。この要因の一つとして、合併処理浄化槽の普及などによって汚濁物質の河川への流入量が減少していることが考えられます。

○阿久根市における河川水質測定結果（鹿児島県実施）

河川名 測定地点 類型	年度	pH [*] (-)	BOD [*] (75%値 mg/L)	SS [*] (mg/L)	DO [*] (mg/L)
高松川 浜田橋 類型A	平成26年	7.6	0.7	4	8.6
	平成27年	7.7	<0.5	3	9.0
	平成28年	7.5	0.9	2	9.3
	平成29年	7.5	0.9	2	8.8
	平成30年	7.4	0.8	2	8.8
折口川 田島橋 類型A	平成26年	7.4	0.8	10	7.3
	平成27年	7.7	1.8	9	9.5
	平成28年	7.7	1.1	7	9.3
	平成29年	7.7	1.0	9	8.9
	平成30年	7.6	1.1	9	7.7
環境 基準	類型A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上

備考1. BOD以外はすべて年平均値



◇ 阿久根市における河川水質測定結果(鹿児島県実施) ◇

平成30年度 河川水質検査について

検査実施日: 平成30年10月9日

分析機関: 株式会社 静環検査センター(霧島市隼人町内中原字2265番地7)

水質検査結果一覧

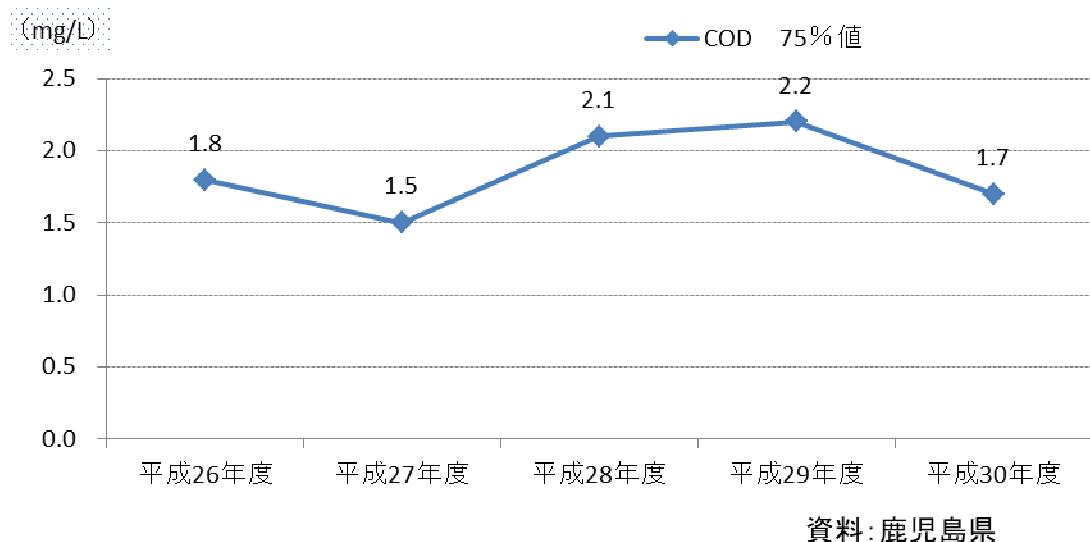
河川名	採水箇所	採水日	採水時刻	天候	水温(°C)	気温(°C)	透視度(cm)	pH(-)	DO(mg/L)	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)
肥後谷川	旧肥後谷橋下	10月9日	14:58	晴	20.1	29.3	100以上	7.5(20°C)	9.5	0.5未満	2	4,600
鶴之浦川	石崎商店前	10月9日	14:34	晴	28.8	30.1	100以上	9.1(19°C)	9.2	0.7	1	7,900
新田川	宮崎神社前	10月9日	14:20	晴	26.8	28.2	15	7.8(21°C)	8.5	4.8	47	160,000
鳴迫川	日濱三笠工場近く	10月9日	15:18	晴	22.3	28.0	6	7.8(22°C)	8.3	34	83	1,600,000
折口川	鍋石橋下	10月9日	15:34	晴	23.3	27.2	73	7.5(22°C)	7.9	0.9	6	160,000
筒田川	末吉建材近く	10月9日	15:44	晴	26.5	26.7	92	9.1(19°C)	12.7	1.1	5	17,000
大下川	リフレサロン美月近く	10月9日	11:08	晴	20.7	26.9	100以上	8.0(23°C)	10.1	0.5未満	2	4,900
	木佐木野	10月9日	10:32	晴	19.5	24.0	100以上	7.3(23°C)	9.0	0.5未満	1	54,000
内田川	下流(下内田橋)	10月9日	10:56	晴	22.0	27.2	100以上	7.7(23°C)	10.0	0.5未満	4	17,000
	赤剥橋	10月9日	10:46	晴	20.8	26.5	100以上	7.7(23°C)	10.2	0.5未満	2	160,000
浦川	A-Z前	10月9日	15:55	晴	23.0	24.8	100以上	7.4(23°C)	6.6	2.6	1	35,000
赤瀬川	中村公民館下	10月9日	16:07	晴	22.9	27.6	100以上	7.9(23°C)	8.3	2.4	4	160,000
高松川	横手(堂園橋)	10月9日	10:19	晴	19.9	23.0	100以上	8.0(23°C)	10.4	0.5未満	1	7,000
	大田橋下	10月9日	11:27	晴	20.8	27.2	100以上	7.6(24°C)	10.0	0.5未満	1	13,000
	港橋下	10月9日	13:56	晴	24.3	28.1	100以上	7.6(24°C)	8.2	0.5未満	22	1,300
山下	山下馬場(前川原橋下)	10月9日	10:04	晴	20.1	22.3	100以上	7.9(24°C)	9.5	0.5未満	1	4,600
	尾崎(尾崎集会施設下)	10月9日	9:52	晴	18.8	23.7	100以上	7.8(24°C)	9.6	0.5未満	1	11,000
	弓木野(弓木野橋下)	10月9日	9:41	晴	18.2	23.7	100以上	7.7(25°C)	9.5	0.5未満	1未満	4,900
鶴見川	シルバー人材センター前	10月9日	13:46	晴	27.8	28.5	55	7.3(25°C)	7.5	0.5	10	160,000
大橋川	食肉衛生検査所下	10月9日	13:37	晴	25.3	26.7	58	7.5(24°C)	6.7	0.8	10	2未満
飛松川	西目小線路沿い	10月9日	13:16	晴	22.5	28.0	100以上	7.8(25°C)	9.5	0.5未満	1	35,000
馬見塚川	へい獸処理場下流	10月9日	13:25	晴	21.0	26.1	100以上	7.3(25°C)	4.0	1.2	4	160,000
野元川	黒仁田橋下	10月9日	9:27	晴	18.9	23.0	100以上	7.6(25°C)	9.6	0.5未満	1	160,000
大川川	川畠下	10月9日	9:18	晴	18.4	22.8	100以上	7.8(24°C)	9.3	0.5未満	1未満	4,600
	下流(大川出張所前)	10月9日	9:11	晴	19.0	24.3	100以上	7.7(24°C)	9.3	0.5未満	1未満	13,000
尻無川	竹之迫橋下	10月9日	9:00	晴	19.8	24.3	100以上	7.7(24°C)	9.3	0.5未満	1未満	9,400
参考基準値(環境基準A類型)								6.5以上 8.5以下	7.5以上	2以下	25以下	1,000以下

注1) 表中の ■ は参考基準値を満足しないことを示す。

注2) 検査結果は環境基準A類型を参考値として用いている。

市ホームページより

海域では、県によるC O D *（化学的酸素要求量）調査が行われていますが、過去5年間（平成26年から平成30年まで）、環境基準（阿久根港海域：3mg/L以下<B類型>）を満たす良好な結果となっています。



資料:鹿児島県

◇ 阿久根市における海域水質測定結果(鹿児島県実施) ◇

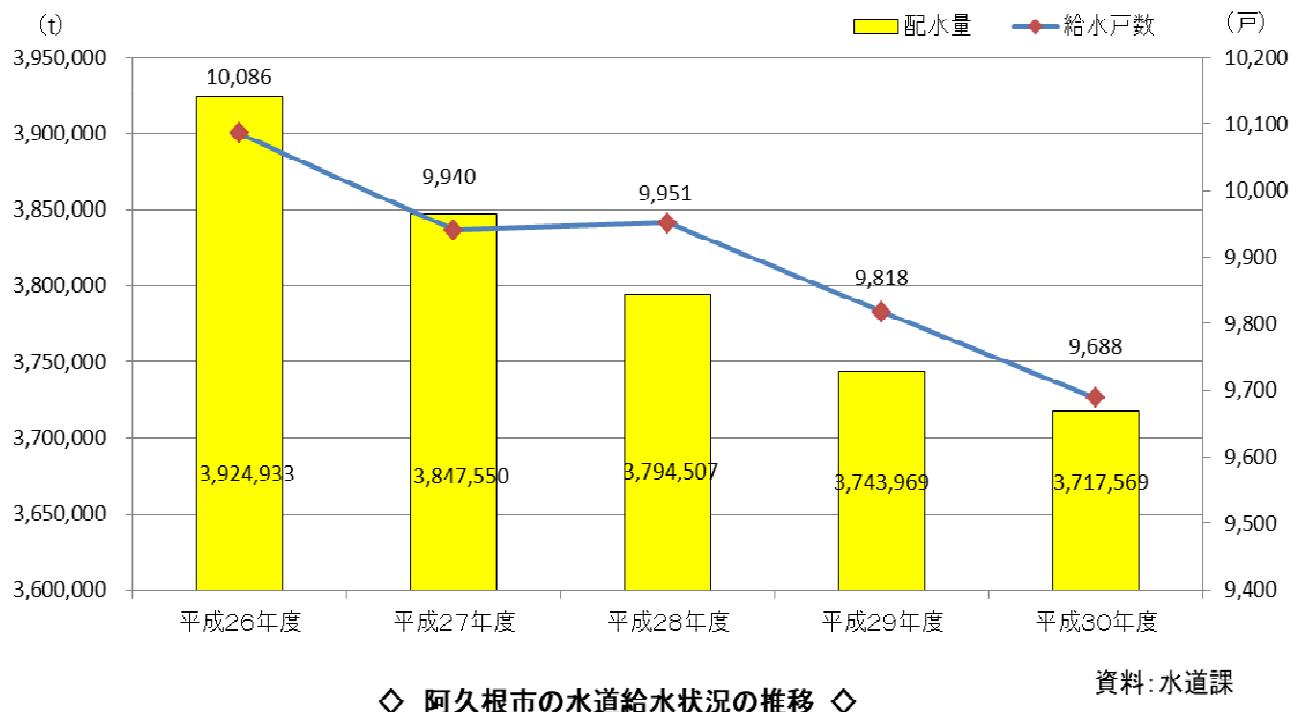
海水浴場については、阿久根大島海水浴場、脇本海水浴場において県による水質調査が行われており、毎年海水浴場として高いランクの水質評価を受けています。このことは、阿久根大島海水浴場、脇本海水浴場が環境省認定の「快水浴場百選*」の選出につながっています。



市街地を流れる高松川

③ 水利用

本市における上水道及び簡易水道の給水戸数は、平成30年度で9,688戸、世帯比で96.3%となっています。

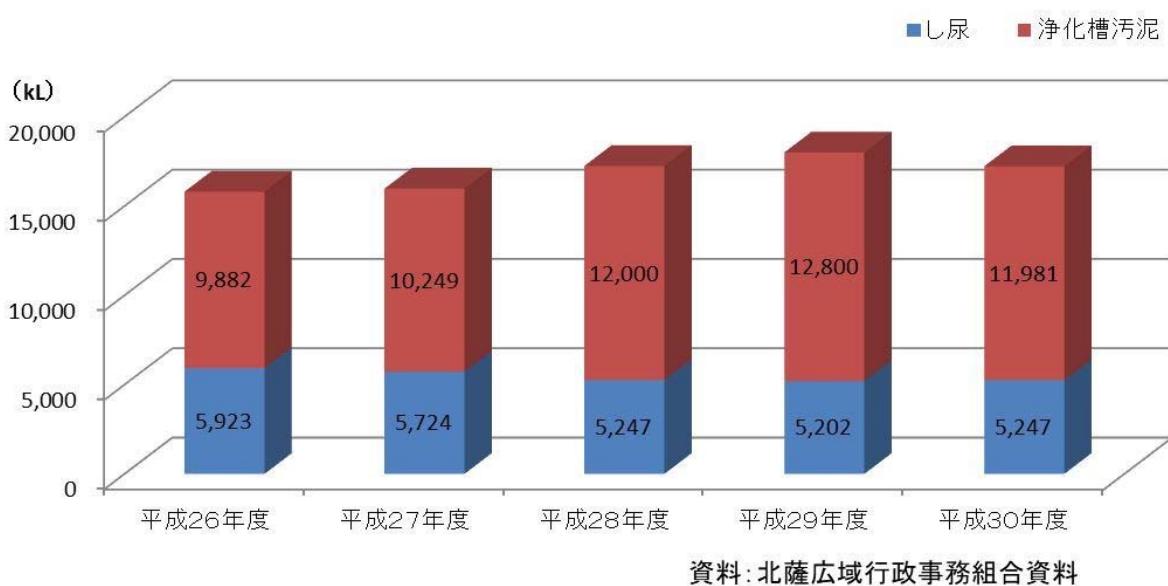
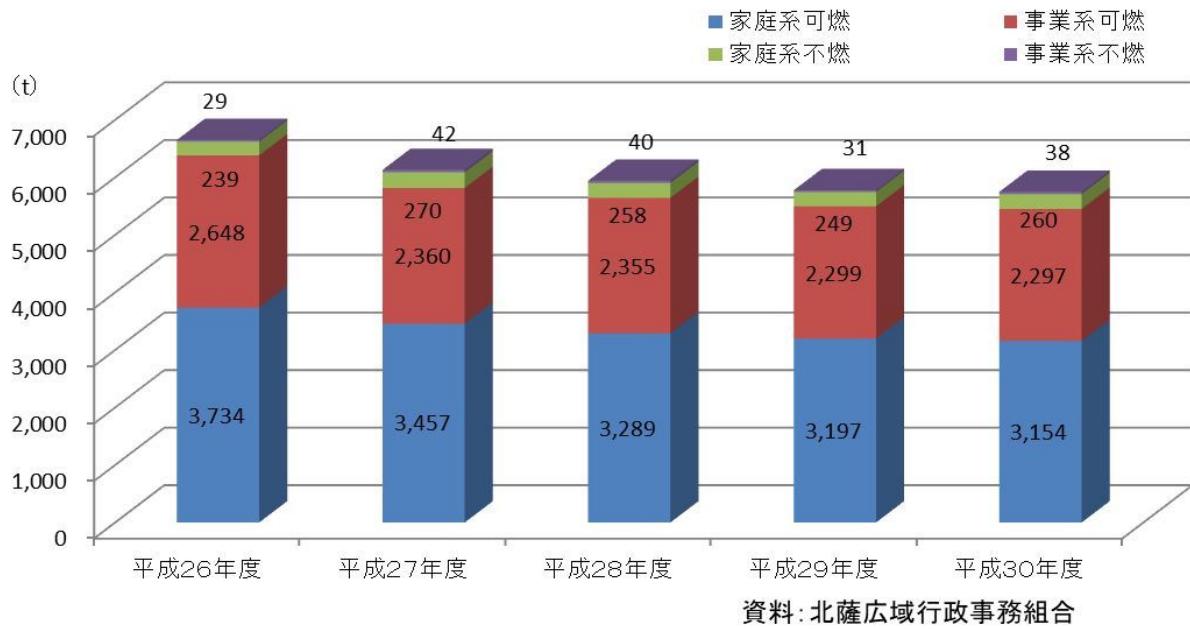


(3) 有害物質（ダイオキシン類）

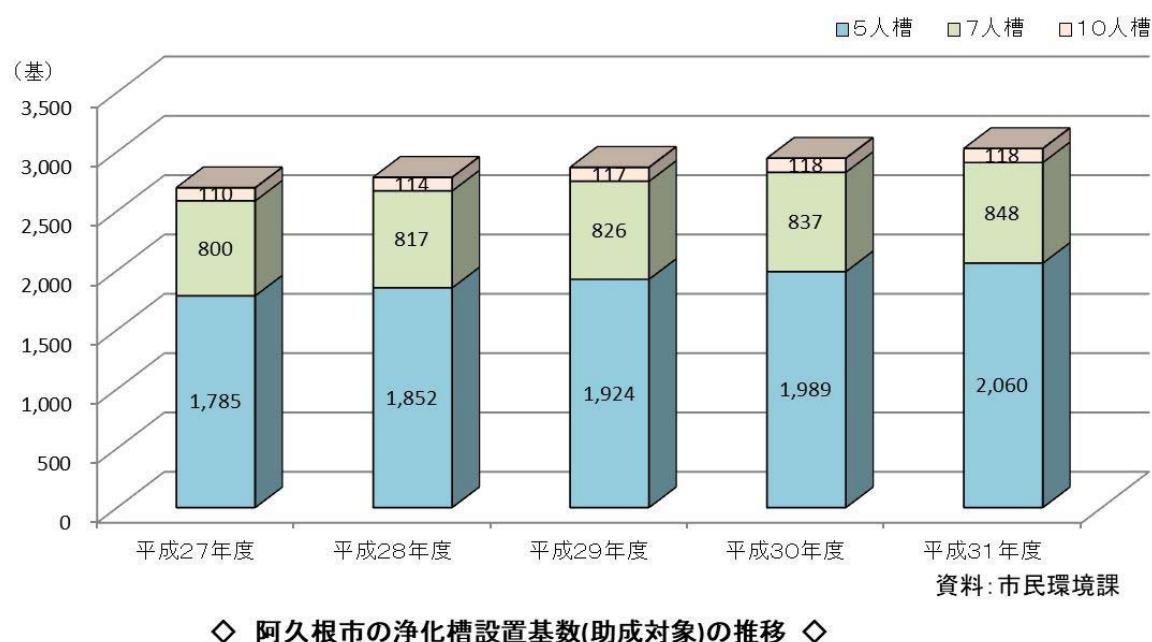
本市では、一部地域で土壤及び水に関するダイオキシン類*調査と、ごみ処理場周辺で大気に関するダイオキシン類調査を実施しています。これらの調査では、環境基準値を下回る結果が得られていますが、今後も有害物質については、監視体制を継続していくことが必要です。

(4) 廃棄物（ごみ、し尿処理など）

本市における一般廃棄物処理量は、平成26年度から実施した生ごみ堆肥化事業により減少で推移しています。し尿処理量については、増加傾向にあります。



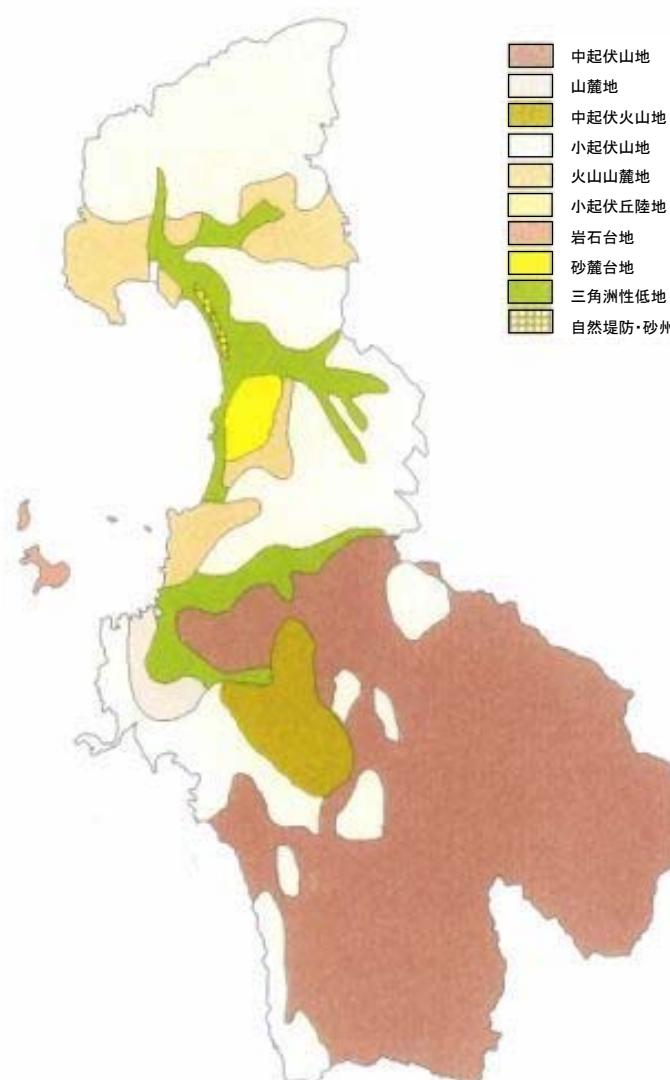
生活排水処理は、し尿と生活雑排水に区分されます。し尿処理は単独処理浄化槽・合併処理浄化槽によって処理した後に汚泥を収集し、し尿処理施設で処理しています。また汲み取り方式の汚泥についてもし尿処理施設で処理しています。生活雑排水に対しては、平成6年度から小型合併処理浄化槽の設置を奨励してきました。これを利用して適正に処理されている地区もあります。平成30年度末での汚水処理人口普及率*は52.61%であり、今後もさらに、単独浄化槽からの切替えを含め、合併処理浄化槽の推進を図ることが必要です。



3 自然環境に係る現状

(1) 地形・地質

本市は、市域の北部、東部、南部が主に山地であり、中央部には三角州性低地が広がり、西側が海岸となっています。山地、田園、海岸（砂浜）といった変化に富み、風光明媚な景観をおりなす地形を有しています。



出典:「土地分類図」(国土庁, S46)

◇ 阿久根市の地形図 ◇

(2) 生態系（植物、動物）

① 植物

黒之瀬戸を望む脇本地区の一帯は、霜が降りない暖地性の気候のため、バクチノキやモクタチバナ、コウシュウウヤク、サンゴジュなどの樹木やフトウカズラ、アオノクマタケラン、リュウビンタイなど暖地性の植物が生育しています。

本市の潟地区には、九州本土最北限のハマジンチョウ*自生地があり、県の文化財として指定を受けています。また、海岸泥湿地には南方系のタヌキアヤメやヒトモトスキ、テツホシダ、北方系のウミニラやトチカガミなども生育しています。八郷地区には九州本土におけるヘゴの自生の北限地として、当該ヘゴを本市の文化財に指定しています。ほかにも、過去の文献や資料では、ハマサジ、ウラギク、ツクシタンポポ、シバナをはじめ、数十種の希少な植物が確認されています。

国が実施する自然環境保全基礎調査の「巨樹・巨木林調査」では、阿久根大島のアコウ、アラカシ、クロマツ、若宮神社のツブラジイ、ハナガガシといった樹木が巨樹・巨木林に選定されています。

本市は、九州でも比較的温暖な気候のため、その地勢に応じた特徴ある植物が生育しています。

○ハマジンチョウの花

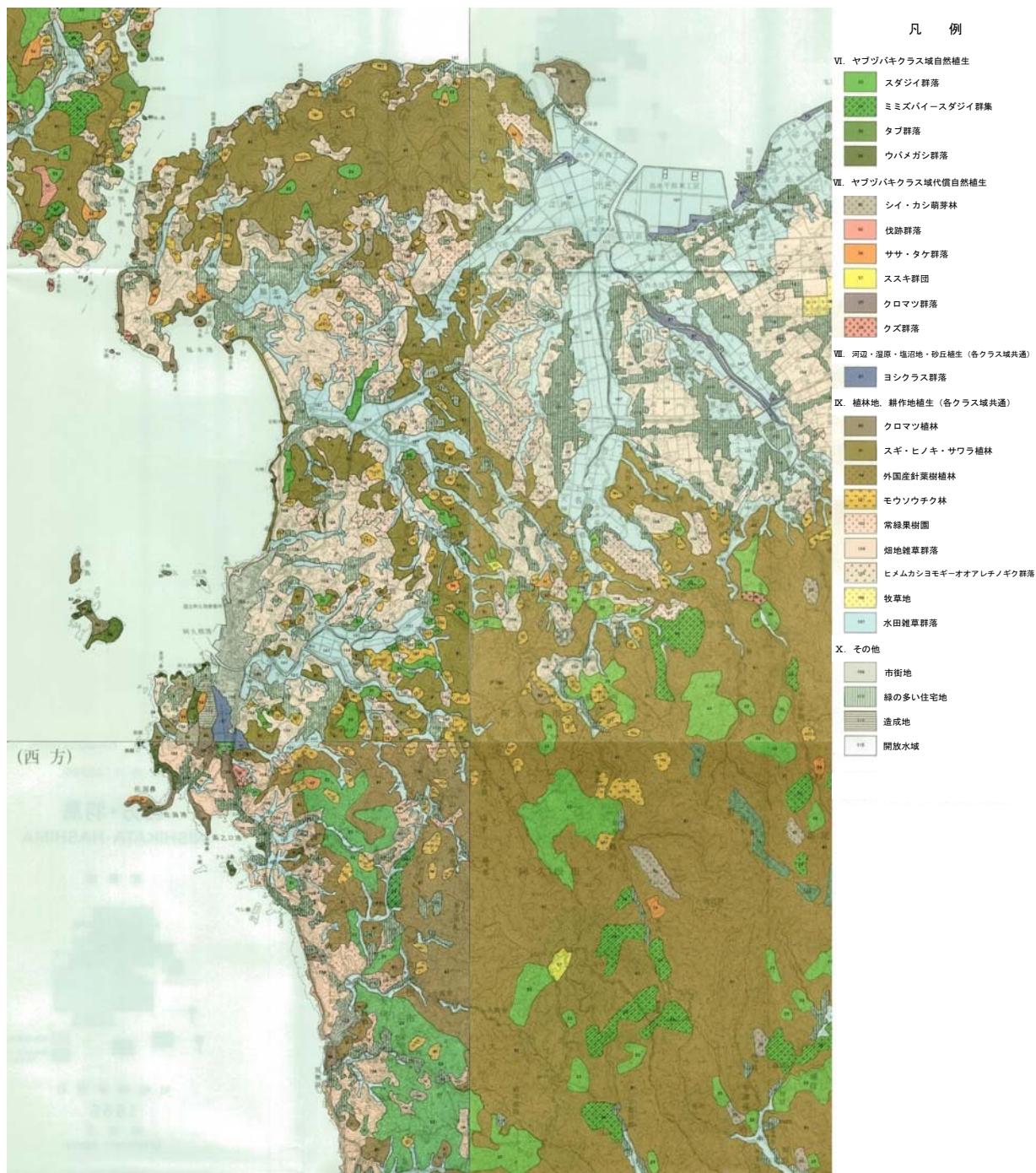


○ヘゴ



植生については、最も広く分布しているのは「スギ・ヒノキ・サワラ植林」です。南西部には「スダジイ群落」をはじめとした自然植生が分布しています。

近年、竹林の繁茂が目立つようになっていて、山野の植生の自然度が低くなる傾向が見られます。



資料:「現存植生図」(環境庁(旧), S58)

◇ 阿久根市の植生図 ◇

② 動物

本市の海岸には、産卵のためにやってくるウミガメが確認できます。

また、里地・里山的な雰囲気を有する田園環境が多く残る区域には、めずらしい鳥類や両生類などを見ることができます。

鳥類では、山地、田園、海岸（砂浜）といった変化に富んだ地形が育んできた鳥類として、トビ、ミサゴ、オオタカ、アオバズクなどの猛禽類*やカワセミ、ヤマセミなどの川辺で見られる珍しい鳥も見られます。また、水田や川、湿地では、サギ類、カモ類、シギ・チドリ類といった多種多様な鳥が生息しています。

また、両生類では鶴川内地区において、県指定文化財「カスミサンショウウオ」が生息しています。

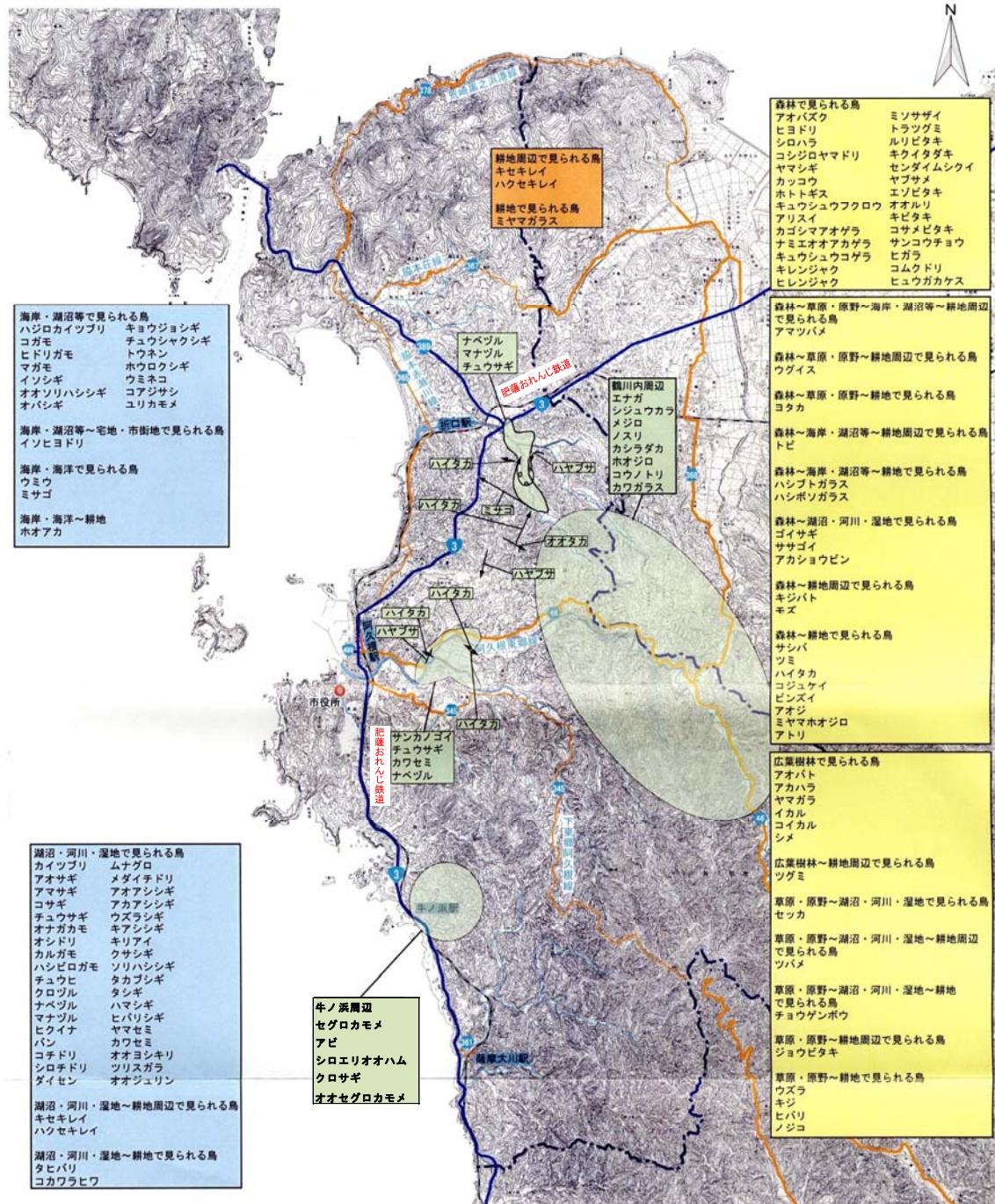
その他、本市の観光スポットでもある阿久根大島には、野生のシカが生息しており、訪れる人々を和ませてくれます。また、6月には市内の各地でホタルをみることができます。

○阿久根大島のシカ



○アオバズク





凡 例

- 特定の位置にて観測された鳥類
 - 森林などで見られる鳥類
 - 水辺で見られる鳥類
 - 耕地などで見られる鳥類

資料:「鹿児島県の野鳥」(鹿児島県, 1987年)

「市町村別、鳥類分布調査報告書(曾於・出水地区)」(鹿児島県自然愛護協会、昭和 58 年)

「一般国道3号 南九州西回り自動車道 県境～阿久根」
(鹿児島県, 平成12年)

◆ 鳥類分布概略図 ◆

☆ウミガメについて☆

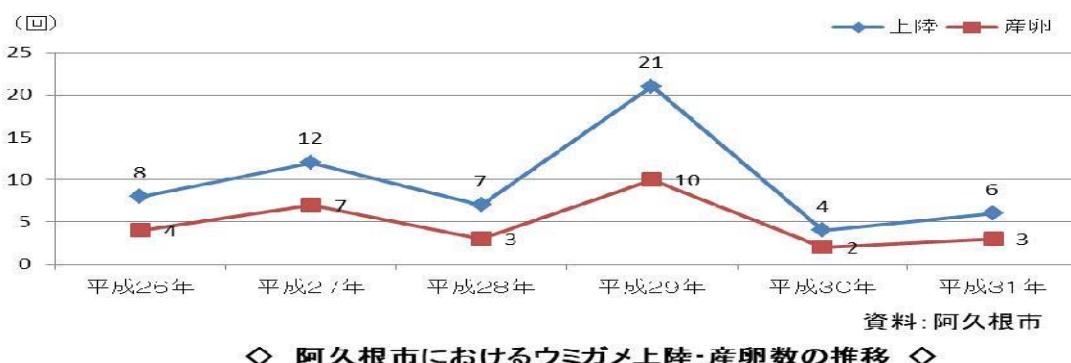
ウミガメの生態については、明らかになっていない部分が多く、寿命は30年とも人と同じ程度ともいわれています。



北太平洋では日本のみに上陸・産卵していて、その個体数は数千頭といわれています。ほとんどのウミガメは、太平洋沿岸の砂浜に上陸・産卵していますが、まれに日本海沿岸の砂浜にやってくるものもあります。鹿児島県は、本市の脇本海岸や吹上浜、屋久島をはじめとする県内各地の海岸で産卵が確認されていて、日本一のウミガメの上陸産卵地となっています。県では、県民一体となってウミガメを保護するため昭和63年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護パトロール等、各種の保護対策事業を実施しています。また、この条例では、県内の海岸に上陸するすべてのウミガメとその卵を捕獲、採取、殺傷することは禁止されています。

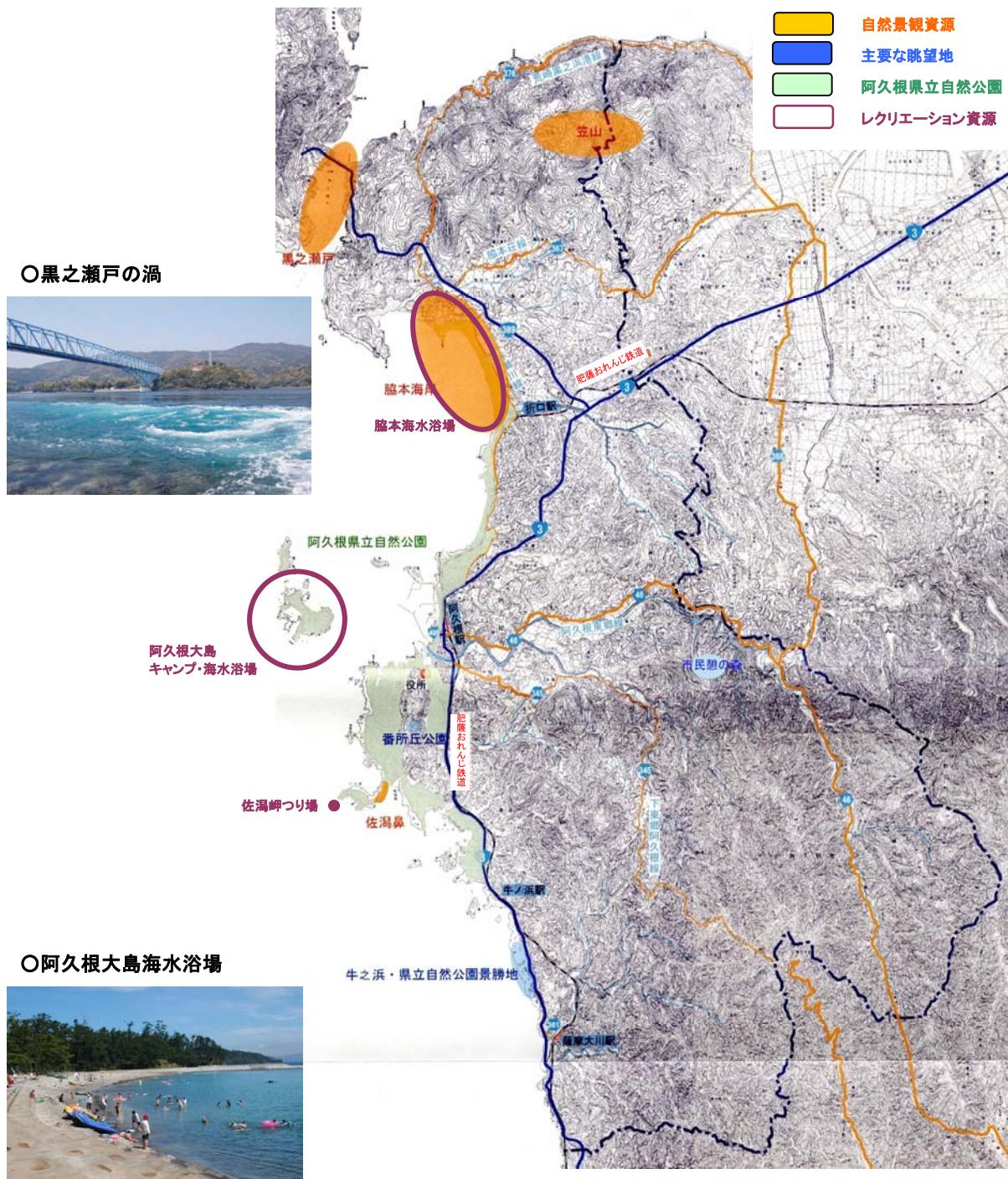
本市の海岸には、5月上旬から7月下旬の満潮時の夜中頃に海岸に上陸し、ピンポン玉程の大きさの白い卵を100個程度産卵します。60日前後でふ化した後、夜、一斉に子ガメは海へ帰っていきますが、そのうち成体になるのは5千匹に1匹といわれています。本市では過去6年で、延べ58個体程度の上陸が確認されています(下図参照)。ウミガメが上陸し産卵するのは静かな夜の砂浜です。しかし、そこは同時に海水浴場やキャンプ場といった人に身近な場所であり、車のライトや人の声はウミガメの上陸を妨げることになります。また、産卵できたとしても、砂浜にできた車のわだちなどが障害となって、ふ化した子ガメが海に出ることができないこともあるようです。

今後も、ウミガメが帰ってくる阿久根であり続けるために、海岸線の保護、市民への保護意識の啓発などを通じて、世界的に絶滅の危機にあるウミガメの保護を市民一體となって進めていく必要があります。



(3) 景観・レクリエーション

本市における自然景観資源は、多くが海岸部に集中し、代表的な資源として「阿久根大島」、「脇本海岸」、「黒之瀬戸」、「牛之浜景勝地」が挙げられます。



(4) 文化財

本市における文化財としては、希少な植物、古墳群、文庫、石像などの有形文化財がほとんどです。「ハマジンチョウ自生地」「ヘゴ自生地」については、先の項目で挙げた希少な植物として指定されています。

○阿久根市の文化財

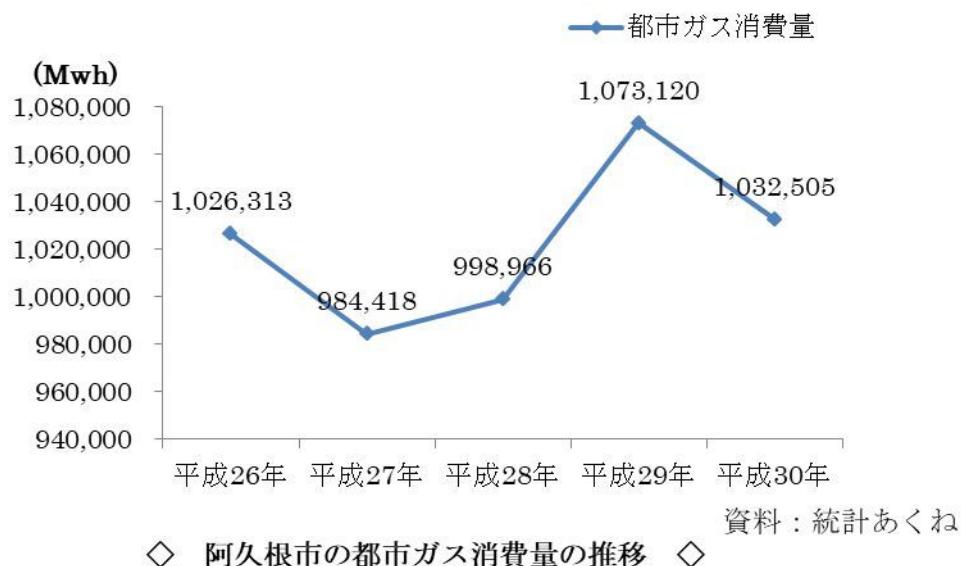
	名称	所在地	指定年月日
鹿児島県指定	ハマジンチョウ	波留（潟）	昭和28. 8. 25
	阿久根砲	風テラスあくね (阿久根市民交流センター)	昭和34. 6. 10
	神舞	波留南方神社	昭和43. 3. 29
	脇本古墳群(糸割渕古墳群)	脇本上原(糸割渕)	昭和50. 3. 31
	牛之浜海岸	西目(牛之浜)	平成26. 4. 22
	カスミサンショウウオ	阿久根市内	平成26. 4. 22
阿久根市指定	八郷のヘゴ	脇本八郷	昭和43. 9. 17
	脇本窯跡	脇本鳩之浦西	昭和48. 10. 12
	脇本古墳群(新田が丘古墳群)	脇本上原(新田が丘)	昭和44. 7. 9
	天狗山の摩崖仏	西目字中杠内	昭和60. 7. 1
	空順法印像	中央公園内	昭和60. 7. 1
	南方神社の石鳥居	波留南方神社	昭和60. 7. 1
	河南文書	市立郷土資料館	昭和44. 7. 9
	沼田文書	山下2192番地	昭和44. 7. 9
	鳥越古墳1号墳石室	塩鶴町一丁目47番地	平成18. 11. 13
	南方神社宝物(鏡)	波留南方神社	平成18. 11. 13
	南方神社宝物(鬼神面)	波留南方神社	平成18. 11. 13
	南方神社宝物(翁面)	波留南方神社	平成18. 11. 13
	南方神社宝物(木造狛犬)	波留南方神社	平成18. 11. 13
	木造阿弥陀如来像	上野蓮華寺栄町98番地	平成18. 11. 13
	久保下の田の神像	山下字久保下土橋	平成18. 11. 13
	脇本古墳群出土遺物	市立郷土資料館	平成18. 11. 13
	小木原三楽の墓	赤瀬川1560番地	平成18. 11. 13
	松木弘安(寺島宗則*)旧家	脇本字杠木場	平成29. 11. 10

資料：生涯学習課

4 地球環境に係る現状

(1) 地球温暖化（エネルギー使用状況など）

本市におけるエネルギー使用状況については、長期的に都市ガス消費量は減少傾向にあることから、温室効果ガス*排出量は減少すると予想されます。



また、市と阿久根地区消防組合では、平成13年度に初めて「阿久根市地球温暖化防止活動実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を6%として、用紙使用量、電気使用量、燃料使用量などの削減に向けた取組を実施しています。

市役所等における省エネルギーのための率先した取組を市民、事業者の方々にも広く公表し、地球温暖化対策に向けた啓発活動を実施していくことが重要です。

○「地球温暖化防止活動実行計画」表紙



(2) リサイクル

本市では、ごみの分別収集を通してリサイクル活動を推進しています。ごみの分別・出し方については、市のホームページに公開するとともに、その内容を掲載した冊子等を全世帯に配布するなど市民のリサイクル活動の支援を行っています。また、ごみの分別の助言・指導を行う環境美化推進員を、地域から選任された市民に委嘱し、ごみの分別を推進しています。今後も行政・市民・事業者などが一体となったリサイクル活動を展開していく必要があります。

阿久根市のリサイクルごみ
プラスチック製空き容器、空き缶、ペットボトル、トレイ、びん類、古紙、ダンボール、牛乳パック、古着・古布

(3) 酸性雨、オゾン層の破壊等

酸性雨*は、石油、石炭などの化石燃料の燃焼や火山活動などにより大気中に放出された硫黄酸化物*や窒素酸化物*が、硫酸や硝酸に変化し雨などに溶けて地上に降下する現象です。排出源は自動車の排気ガスや工場の排煙などが主なものとされています。そのため、市民・事業者の自動車利用や工場などから排出される煙に対する酸性雨の認識をさらに深め、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制を進めていく必要があります。

オゾン層*の破壊は、電子部品の洗浄やエアコンの冷媒などに使用されているフロン*等が、大気中へ放出されることにより起こります。この対策として、家庭用冷蔵庫等については「家電リサイクル法*」、エアコン冷媒については「自動車リサイクル法*」及びオゾン層を守るための「フロン回収・破壊法*」が施行され、一定の対策が施されたといえますが、今後とも市民・事業者等の意識の高揚のため啓発が必要と考えられます。

5 計画策定に向けたポイント

自動車による環境への影響の抑制

自動車保有台数は横ばい状況ですが、依然として大気汚染、騒音、地球温暖化などの環境問題につながるおそれがあります。また、将来的には幹線道路が整備され、大気汚染、騒音などの公害が起きる可能性があります。騒音などの問題が生じた場合の監視体制づくりなどを行うとともに、近隣に移動する際などには、鉄道・バスなどの公共交通機関や自転車の利用といった、生活環境や地球環境に配慮した取組を進めていくことが必要です。

河川における良好な水質の維持

以前、水質汚濁の環境基準を超過していた折口川も、近年では合併処理浄化槽の普及などもあって、良好な水質を維持しています。今後も良好な水質を維持し海域の水質保持につなげていくとともに、合併処理浄化槽などの普及を図り、今以上に良好な水質としていくことが必要です。

ウミガメがやってくる海岸環境の保全

海岸線沿いは県立自然公園*に指定され、ウミガメの産卵上陸地や県の指定を受けた景勝地があるなど、本市の自然の豊かさの象徴となっています。

ウミガメは、近年確認個体数が減少していることからも、海岸環境の保全を進めていくことが必要です。

農漁村に残された自然環境の保存

本市の農漁村の景観は、自然環境を基調として、農業、漁業、伝統、文化及び人々の営みを通じて形づくられ、まちの歴史を感じさせる景観が残されており、これらをまちの広告塔として保存・活用していくことが重要です。

また、これらの景観をとりまく自然環境を守るため、農薬や化学肥料の使用を控えた農業や生態系に配慮した農村整備を進めていくことが必要です。

山林や里地の自然の保全

山岳部及び里地においては、希少な鳥類、昆虫類の生息に関する記録があり、多種多様な生態系と豊かな自然環境を有していることがうかがえます。しかし、近年森林、里地、里山の荒廃による鳥獣被害等も出てきている状況です。今後、残された貴重な自然環境地域を保全し、生物の生息環境の保護につなげていくことが必要です。

水辺とのふれあいの場の創出

市内の河川ではコンクリート護岸化が進み、人が近づきにくい水辺となっています。水辺空間は①市民に水の大切さ、水の怖さを伝える教育の場、②やすらぎ・なごみを与える憩いの場、③水辺の生物とのふれあいの場として利用することができるところから、今後の河川整備・改修における配慮が必要です。

自然とのふれあいの場の創出

自然との調和を図るためにには、自然とのふれあいの場を創出していく必要があります。市内の「憩いの森」の活用を図るとともに、これを拠点として、山間部の自然的地域と深くふれあう場と機会、野生生物にふれる場や機会をつくることが必要です。

中心市街地のアメニティ（快適性）の向上

市街地は多くの住民が日常的に利用し接する場所であり、まちの顔でもあることから、中心市街地におけるアメニティ（快適性）を向上するためにポイ捨て・ごみの不法投棄を抑制し、都市景観、まちなみの保全を図ることが必要です。

再生可能エネルギーの導入推進

本市の電気・ガス・水道などのエネルギー消費量は、減少傾向にありますが、近年、エネルギーの使用過多が、地球温暖化などの地球環境問題を引き起こしており、市民一人ひとりの省エネルギーに対する取組や再生可能エネルギーの導入を促進し、持続可能な資源循環型社会*の形成に努めることが必要です。

ごみ排出量の抑制・循環型社会の構築

ごみの排出量は、収集ごみ、事業系ごみとともに減少傾向にあるものの、今後もごみの発生抑制（リデュース）を進めるとともに、身近に出るごみの中で再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）できるようなものは、生ごみ堆肥化などを含め積極的に再利用・再資源化を進めていくことが必要であり、市民・事業者・行政それぞれが、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直していくことが必要です。

環境教育・学習の促進

ごみのポイ捨ての解決や家庭や職場での省エネルギーへの取組の推進などは、一人ひとりの環境問題に対する意識の変革によって大きく改善できます。

そのためにも、子供の学校教育から大人の生涯学習において、一貫性のある環境教育・学習への取組が必要です。

市民・事業者・行政の協働による施策の推進

「市内の環境保全団体の支援・育成」、「市民・事業者・行政がもつ環境情報の積極的交換」、「環境保護活動を通じた連携強化」「環境保護活動への各主体の積極的な参加・協力」など、市民・事業者・行政の協働による施策の推進が必要です。

市民・事業者の積極的な環境保全行動への取組

市民・事業者自らが環境保全行動に積極的に参加し、市内の環境意識を盛り上げていくことが、よりよい環境施策につながります。また、市内各種産業の活性化を視野に入れた環境資源の有効利用のために、今ある環境資源を大切に育てていくことや、環境ビジネスの創出に向けて市をあげて環境意識の高揚を図ることが必要です。

第3章

あくねの環境像

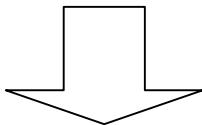
- 1 基本理念
- 2 目指すべき環境像
- 3 基本的方向
- 4 環境目標

1 基本理念

本計画では、阿久根市環境基本条例第3条に示す4つの基本理念に基づき、次のとおりとします。

阿久根市環境基本条例の基本理念

- ① 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
- ③ 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
- ④ 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。



阿久根市環境基本計画の基本理念

- ① “健全”で“恵み豊かな”環境を将来世代へ継承
- ② 自然と人間との共生を基本とした環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築
- ③ 地域環境と地球環境の深いかかわりを認識した環境保全活動の推進
- ④ 公平な役割分担による環境保全に向けた自主的かつ積極的な取組の推進

2 目指すべき環境像

本市は、ウミガメが産卵に訪れる砂浜、自然林が多く残り四季の移ろいを伝える山々、やすらぎをもたらす田園風景、観光資源である阿久根大島など、豊かな自然環境が数多くあります。これらの自然環境は、物質的な恵みをもたらすだけではなく、市民がゆとりと希望に満ちた暮らしを営むための精神的なやすらぎをもたらすものです。

本計画における目指すべき環境像は、本市の特徴である自然環境を守り育て、人々が憩いとやすらぎの中で快適な生活をおくことができる環境を創り、市民の環境意識を育てながら今ある環境を、よりよいかたちで将来の世代に引き継いでいくために、本市のまちづくり全体の基本理念である「ふるさと阿久根を次の世代につなぐために」を継承し、次のとおりとします。

目指すべき環境像

**「帰ってみたくなる 行ってみたくなる
東シナ海の宝のまち あくね」
～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～**

本市の環境像は、「豊かな自然」を守り育てることで、帰ってみたくなる行ってみたくなるまちづくりを進め、「環境をおもうこころ」を育てることで、市民・事業者・市行政が積極的な環境保全行動を起こし、阿久根らしい持続可能な地域社会を目指すものです。

3 基本的方向

目指すべき環境像を実現するため、本市の環境保全に係る基本的方向を次のように定めます。

(1) 環境を大切に思う意識を育てるまちづくり

本計画の施策を進めるに当たっては、市民一人ひとりの環境を大切に思う意識を育てていくことが重要です。環境情報提供や環境教育の充実、市民活動の活性化を図り、環境保全に対する認識、環境モラルの向上を進めることで、市をあげた環境施策の展開につなげていきます。

(2) やすらぎのある快適な生活環境づくり

本市では、大気汚染や騒音といった自動車交通や工場・事業者を主因とする産業公害は少ない状況にあります。水域では、海域や海水浴場の水質が良好な状態を維持しており、河川の水質も近年では環境基準を満たすなど水質の改善が進んでいます。大気汚染、水質汚濁、騒音、振動といった公害の監視などを実施し、公害について長期的な視点から予防方策を展開することで、快適な生活環境の維持に向けた施策を推進します。また、阿久根らしいまちなみや都市景観を保全することで、やすらぎを感じることができる都市空間を創造します。

(3) 豊かな自然を守り育てるまちづくり

本市には、将来の世代に引き継いでいくべき貴重な自然環境・自然景観が多く残されています。緑・水環境の保全・創出、生き物の保全、阿久根らしい風景の保全を重視して環境施策を進めていくために、野生生物の保護、現存する樹林・樹木の保護育成、水と緑ネットワークの創出、田園風景や歴史的景観、まちなみの景観の保全などを進め、生態系の保護と自然環境・自然景観の保全・回復を図ります。

(4) 自然や文化にふれあうことができるまちづくり

本市には、先人が守り育ててきた文化遺産、自然とのふれあいの場となる水辺、自然豊かな農地が多く残されています。

生活の憩い・やすらぎを感じることができるような親水空間・親緑空間の創造、農地の保全と活用、レクリエーション資源の保全、文化遺産の保護などを進め、エコツーリズム*の実施など自然や文化とふれあう機会を創出します。

(5) 地球環境の保全と循環型地域社会づくり

本市では、平成28年度に「地球温暖化対策実行計画*」を策定し、行政の事務及び事業について、温室効果ガス排出抑制のための取組を進めています。

また、循環型社会の構築を進めるために、資源ごみ分別収集品目を増やし、リサイクルを積極的に進めていきます。

さらに、生ごみ堆肥化事業を通じてごみの減量化を図り、生成された堆肥を農業等に活用するなど、さらに循環型社会構築への貢献を目指します。

エネルギーの有効利用や消費量・排気量の削減を進めるために、行政は「地球温暖化対策実行計画」を推進し、市民・事業者に対しては、地球温暖化に係る啓発を展開するとともに、エネルギーを地域で地産地消することを進めていきます。そして、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を進めるために、市民・事業者・市の適切な役割分担のもとに、ごみの減量化と再資源化に努め、ごみの処分量の削減を図ります。

4 環境目標

基本的方向 (1) 環境を大切に思う意識を育てるまちづくり

環境目標

- ① 環境教育の充実
- ② 環境情報の提供
- ③ 環境保全活動への参加の推進

基本的方向 (2) やすらぎのある快適な生活環境づくり

環境目標

- ① 廃棄物の適正処理の推進
- ② 公共用水域の保全の推進
- ③ 公害監視の充実及び調査結果の公表の推進
- ④ まちなみ・都市景観の創出

基本的方向 (3) 豊かな自然を守り育てるまちづくり

環境目標

- ① 豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援
- ② 「阿久根市田園環境整備マスターplan*」に基づく農村づくり

基本的方向 (4) 自然や文化にふれあうことができるまちづくり

環境目標

- ① 親水・親緑空間の創造
- ② 文化財継承の推進

基本的方向 (5) 地球環境の保全と循環型地域社会づくり

環境目標

- ① 再生可能エネルギー導入の推進
- ② 「地球温暖化対策実行計画」の充実、有効活用
- ③ 水の有効利用の促進
- ④ リサイクルの推進
- ⑤ 「もったいない」の再認識
- ⑥ 「生ごみの堆肥化」の推進

第4章

重点目標及び重点施策

- 1 「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」
- 2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」
- 3 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」
- 4 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」
- 5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」

1 「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」の重点目標及び重点施策

本市の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくための、市民一人ひとりの環境に対する認識の向上、意識の改革を図るために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標(1)：環境教育の充実

幼児教育、小・中学校教育における総合的な学習の時間などを利用した環境教育の充実は、環境に配慮したまちづくりを担う人材育成に寄与するだけでなく、社会経済活動・国際分野などにおいても大きな力になります。また、学校給食を通じて食べ残しを減らすよう食育を積極的に行っていきます。そして、学校教育のみならず生涯学習においても同様の効果が期待できることから、市民出前講座の開設や区長会及び衛生自治会の合同による環境衛生行政の先進地への視察研修を実施しています。今後も、教育を通じた環境モラルの向上を推進するとともに、市民の環境保全に対するさらなる意識の高揚を図っていきます。

「環境教育の充実」に向けた重点施策

- 小学校・中学校教育における環境教育の充実
- 生涯学習を通じた大人のための環境学習の場づくり
- 学校給食を通じた食育の実施
- 先進的取組を実施している自治体への行政視察の実施
- 行政職員の研修会・学習会

重点目標(2)：環境情報の提供

環境保全に関する認識の向上や意識改革は、まず環境に関する情報を入手することからはじまります。市民出前講座の開設や広報等での情報提供により家庭ができる取組等を周知してきました。今後も情報提供を継続するとともに内容の充実を図っていきます。

「環境情報の提供」に向けた重点施策

- 市民・事業者のための環境講演会・環境展示会・環境講座などの開催
- 環境基本条例、環境美化条例などの各種法令に関する周知・情報公開
- 環境情報提供を主目的とした読本・ガイドブックの作成
- インターネット、広報などの有効活用による環境情報の提供
- 公共施設などにおける環境情報の提供（環境関連書籍の充実）

重点目標(3)：環境保全活動への参加の推進

地区ごとの環境づくりから市内の環境資源の保全活動に至るまで、市民参加を基本としたまちづくりを進めていくためには、市民・事業者の環境保全活動への参加を促すことが重要です。そのためにも、事情により区に加入していない方でも、衛生自治会だけの加入は可とする様な施策も視野に入れながら全市民参加型の取組を進めていきます。

また、衛生自治会との連携やごみの分別・リサイクルの助言を行う環境美化推進員を市民に委嘱することで本市における環境保全活動への参加を啓発してきました。今後も、市民による環境保全活動を推進するため、環境美化推進員の研修会や集落単位でのごみ減量化説明会等を開催し、啓発活動を行っていきます。

「環境保全活動への参加の推進」に向けた重点施策

- 区への加入促進の実施
- 環境に係る指導者・有識者の育成、人材バンクの活用
- 環境保全活動への参加に係る啓発・呼びかけ
- 環境保全活動へのボランティア袋の提供
- 地区ごとの環境美化推進員の任命による地域活動の活性化の推進
- 環境美化推進員を対象とした研修会の実施
- 集落単位でのごみ減量化説明会の定期的な実施

2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」の重点目標及び重点施策

本市では、騒音公害などの苦情の届出は少ない状況ですが、廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況にあります。また、水質汚濁に関しては、生活排水処理などにいまだ改善の余地が残されています。その他の公害についても監視を継続するとともに、市民が快適な生活をおくることができるまちづくりを進めるため、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標(1)：廃棄物の適正処理の推進

市民の快適な生活環境を確保するため、家庭から排出される廃棄物が適正に処理される体制を維持しなければなりません。2市1町で構成する北薩広域行政事務組合の処理施設で処理するとともに、衛生自治会や警察と連携し、不法投棄をしない・させない体制をつくります。

「廃棄物の適正処理の推進」に向けた重点施策

- ごみの収集・運搬体制の維持
- 指定ごみ袋の利便性の向上
- 不法投棄監視パトロールの実施
- 衛生自治会による環境診断の実施

重点目標(2)：公共用水域の保全の推進

本市における水質汚濁に関しては、水質を監視するため毎年河川の水質検査を行っており、特に異常はありませんが、汚水処理普及率は全国平均を下回っており、改善が必要です。

このため、生活排水対策として公共下水道*と同等の処理能力をもつ合併処理浄化槽の普及を推進し、単独処理浄化槽からの転換を引き続き推進していきます。

また、市民に向けて「食べ残しをなくす」ために3010運動*の推進や「調理くずを流さない」などの河川の水質に影響を与えないエコライフ*の啓発を行います。

「公共用水域の保全の推進」に向けた重点施策

- 河川等における定期的な水質調査の継続及び結果の公表
- 水域にやさしい農業（減農薬、適正な化学肥料使用など）の推進
- 合併処理浄化槽の設置への助成
- 合併処理浄化槽の利点、助成制度などに関する広報
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進
- 家庭や事業所での適切な排水処理の啓発・周知

重点目標(3)：公害監視の充実及び調査結果の公表の推進

環境の状況について市民に明らかにし、監視を促すことが、公害の抑制につながることから、これまで水質検査結果を公表するとともにその改善を図ってきました。

平成21年には、県内で初めて光化学オキシダント注意報が発令され、市の防災行政無線を通じて市民への注意喚起を行いました。また、近年において微小粒子物質（PM2.5）*に関する濃度情報が発表されていることから、今後も監視を継続するとともに、正しい対処方法を周知していきます。

「公害監視の充実及び調査結果の公表の推進」に向けた重点施策

- 工場・事業所・建設作業に係る騒音・振動に対する規制・指導（騒音・振動規制関係法令遵守の徹底）
- 近隣生活騒音の防止に関する啓発（マナーに係る啓発を含む。）
- 市内での水質検査結果などの公表
- 大規模事業などに対応する公害監視体制づくり
- 化学物質など新たな汚染物質に関する情報収集及び市民への情報提供

重点目標(4)：まちなみ・都市景観の創出

中心市街地などにおいて阿久根らしいまちなみ・都市景観を守っていくために、まちのアメニティの向上、まちのイメージの向上を図っていきます。

「まちなみ・都市景観の創出」に向けた重点施策

- 街路樹植栽帯の適正な管理
- 新たに整備する公共施設・都市公園における緑化・植栽の充実、都市景観に配慮した整備の検討
- 都市計画法に基づく「地区計画」、「緑化協定」などの導入によるまちなみの保全・創出の検討
- 保存樹・保存樹林の保護・指定
- 民有地（住宅・事業所など）の緑化に係る呼びかけ
- 植樹・清掃運動への支援

3 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」の重点目標及び重点施策

本市の豊かな自然環境を守り育てるために、行政と市民の協働により、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標(1)：豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援

本市の観光スポットでもある阿久根大島、脇本海岸及び牛之浜海岸をはじめとする海岸の保全活動については、スポーツ少年団をはじめとした団体が中心となって清掃活動を行っています。今後も、行政としてこれらの団体が行う保全活動に対する積極的な協力・支援を行い、市民に対しても保全活動の紹介などを通じて、参加・協力の呼びかけに努めます。

「豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援」に向けた重点施策

- 自然環境保全のための清掃活動などに対する支援・協力体制づくり
- 開発抑制に係る指導、緑化推進の指導
- 都市計画・土地利用計画などにおける自然環境への配慮
- ウミガメ保護に向けた調査・研究
- 生態系の保全、種の多様性の確保
- 水辺の豊かな生物を創出するための川づくりの推進
- 自然環境にかかわる専門家等の育成の推進
- 子供たちの自然保護意識向上のための自然体験学習などの推進
- 市民参加型の環境観察会の企画・検討
- 風景を守るために市民・事業者に対する自主的な清掃活動協力の呼びかけ

重点目標(2)：「阿久根市田園環境整備マスタープラン」に基づく農村づくり

平成14年に改正された土地改良法により農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮する必要があります。本市では平成14年に阿久根市田園環境整備マスタープランを策定しています。

また近年、地域の特性にあった田園環境の創出・野生生物保護などを図りながら、農村の整備を推進します。

「「阿久根市田園環境整備マスタープラン」に基づく農村づくり」に向けた重点施策

- 里山・田園環境の保全による身近な生物の保護
- 田園風景の保存・里山づくりの推進

4 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」の重点目標及び重点施策

本市の様々な自然や文化とのふれあいを進めていくために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標(1)：親水・親緑空間の創造

自然とふれあうことができる水辺や緑地を有効活用することで、人と自然とのふれあいを深めていくことができるものと考えます。これまでも子供たちを対象に海岸での自然体験学習やネイチャーゲーム*を実施しており、行政と民間団体が協働しグリーンツーリズム*、ブルーツーリズム*など自然体験を主体とした体験型観光に取り組んでいます。今後も河川改修や森林の適正な管理と併せて、人と自然がふれあうことができる空間づくりを進めています。

「親水・親緑空間の創造」に向けた重点施策

- 海岸の管理・河川の改修における親水性に富んだ整備・ネットワークづくりの推進
- 市民参加による人が水辺と親しめる空間・遊歩道などの整備の促進
- 市民による海岸清掃活動、ホタル・メダカの保護活動に対する協力支援
- 海岸・河川における環境モラル啓発看板の設置
- 自然環境資源を活用したイベント（ネイチャーゲーム等）の企画・開催の検討
- 海洋性スポーツの振興及び指導者の育成
- 市民がふれあえる里山的な環境の創出を目指した「環境の森づくり」の推進
- 農林水産資源を生かした体験型観光の創出

重点目標(2)：文化財継承の推進

郷土芸能については、地域の人口減少や少子高齢化により、その存続が危ぶまれる状況となっています。そのため、学校教育においては、郷土教育を推進し、児童生徒に郷土愛を育み、郷土芸能を含む地域文化財の保護や継承していくことの重要性を学ばせることも求められています。また、一部荒廃している文化財の保護、歴史民俗資料等の保存・活用に努めるとともに、文化・芸能活動を行っている団体を支援していきます。

「文化財継承の推進」に向けた重点施策

- 郷土芸能等の保存・承継の促進
- 文化的・郷土的景観を保全するために、文化財周辺の開発行為の抑制のための周知
- 植物・古墳などの文化財の保護に向けた体制づくり
- 文化・芸能の振興
- 文化活動の拠点の整備
- 松木弘安（寺島宗則）旧家周辺の自然・景観の保全
- 文化財周知のための案内板等の整備

5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」の重点目標及び重点施策

地球環境に配慮した取組を行うために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標(1)：再生可能エネルギー導入の推進

自然の豊かな本市において、自然の恵みを享受し続けるためには、環境の保全が大切です。温室効果ガスが発生しない風力発電・太陽光発電・木質バイオマスの熱利用などの再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

「再生可能エネルギー導入の推進」に向けた重点施策

- 公共施設における再生可能エネルギー式施設導入の検討
- 再生可能エネルギー式発電施設の建設に対する積極的協力

重点目標(2)：「地球温暖化対策実行計画」の充実、有効利用

省エネルギーなどによる温室効果ガスの排出抑制、ごみ排出量の抑制や資源の有効利用に向けて、行政が率先して取組を実施するために、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、実行していきます。

本計画は、より自然にやさしいものにするとともに、対外的に広くアピールを行うことで、市役所をはじめ市民・事業者に対して、地球環境に配慮した取組の実践を啓発します。

「地球温暖化対策実行計画の充実、有効利用」に向けた重点施策

- 公共施設のエネルギー利用の見直し
- 公共施設から出る用紙類、生ごみなどの減量化及び堆肥化
- 公共交通機関（肥薩おれんじ鉄道・バス等）の利便性向上や利用促進
- 公用車への低公害車の導入
- 公用車運転時のエコドライブ*の推進
- 取組の対外的アピールによる市民・事業者への啓発
- クールビズ・ウォームビズの推進

- 緑のカーテン*の啓発

重点目標(3)：水の有効利用の促進

水は人間の生活や産業活動に決して欠くことのできないものです。安定して水を供給する体制を整備するとともに市が率先して節水や水の再利用などに取り組み、市民・事業者などに対する水の有効利用に向けた啓発・呼びかけを行います。

「水の有効利用の促進」に向けた重点施策

- 庁舎内の節水の推進（節水コマ*など）
- 公共施設における雨水再利用の検討
- 節水に対する市民・事業者への啓発・呼びかけの実施
- 雨水貯留槽の利用に係る市民・事業者に対する啓発・呼びかけ
- 透水性のある道路舗装整備の推進
- 水源かん養林*の保全・育成

重点目標(4)：リサイクルの推進

ごみの分別・リサイクルを推進するには、一人ひとりの意識の向上や取組が重要と考えます。ごみの分別・リサイクルの指導・助言を行う環境美化推進員を市民から任命することや回収した有価物*の売却益の一部を各地区に還元することにより、市民のリサイクル活動を支援していきます。

また、事業者のごみは自ら処分場へ運搬等していることから、一部では分別が不十分なまま排出されているおそれがありますので、事業者へのリサイクルの啓発を行っていきます。

「リサイクルの推進」に向けた重点施策

- 環境美化推進員制度の継続
- 有価物売却益の還元
- 市民グループや事業者による有価物収集への助成の検討
- 事業者へのリサイクルの啓発
- 市民・事業者に対する各種リサイクル法の啓発・情報提供

- 事業所ごみ分別対策員の積極的活用

重点目標(5)：「もったいない」の再認識

令和2年7月1日からのレジ袋有料化がスタートすることから、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標に向けて、市民のマイバッグ利用を積極的に推進することで不要なごみの排出を減らしていきます。

また、フリーマーケットといった人から人へモノが循環する場の提供や支援を行うなどごみの発生自体をなくし、「もったいない」という意識を高めモノを大切にする環境づくりを行います。

「「もったいない」の再認識」に向けた重点施策

- 市民へのマイバッグ利用の呼びかけと小売店への協力への働きかけ
- モノを循環させる場（ガレージセール*、フリーマーケット）の呼びかけ
- 宴会等で開始30分、閉会前10分は食事を楽しみましょう。（3010運動）

重点目標(6)：「生ごみの堆肥化」の推進

家庭から排出される燃えるごみの多くは、生ごみが占めていると考えられています。市では平成26年度から生ごみを資源として活用することにより、ごみの減量化を図ため、生ごみ堆肥化事業を取り組んでいます。

また、家庭で取り組める生ごみの堆肥化技術の普及啓発の一環としてダンボールコンポスト*の普及事業も取り組んでいます。

今後は農林水産業と連携して生ごみの堆肥化に係る産業界とのネットワークづくりに取り組みます。

「「生ごみの堆肥化」の推進」に向けた重点施策

- 生ごみを有効利用していくための調査・研究
- 生ごみ堆肥化事業の拡大推進
- ダンボールコンポストの普及
- 農林水産業等と環境に係るネットワークづくりの推進

第5章

市民・事業者の取組

- 1 市民の取組**
- 2 事業者の取組**

1 市民の取組

現代の環境問題を引き起こしている原因の一つに、市民の日常生活に伴う資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出などの増大が挙げられます。

私たち一人ひとりの行動と暮らしが環境への負荷の増大に大きく関わっていることを十分に認識し、大量消費・大量廃棄、資源・エネルギー浪費型のライフスタイル（暮らし方）を改善するとともに、環境を保全・創造するために積極的・自主的な取組を行っていくことが求められています。

また、市の実施する環境施策に協力するとともに、地域の様々な環境保全活動やリサイクル活動に積極的に参加することが必要です。

市民の皆様一人ひとりに取り組んでいただきたい環境に配慮した取組目標を以下に示します。

(1) 「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」の市民の取組

よりよい環境づくりを行っていくためには、市民の皆様の環境保護への意識と協力参加が必要不可欠です。

「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」のために、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標

- 家庭内で環境問題について考える機会をもちましょう。
- 家庭で積極的に自然観察会・環境学習会などに参加しましょう。
- 個人が有する本市の環境情報などを広く提供しましょう。
- 地球環境問題についての認識、意識を深めましょう。（ポイ捨て、不法投棄などをやめるなどの身近なことから取り組む意識をもつなど）
- 地区ごとの会合などにおいて学習会・啓発活動を推進しましょう。
- 環境保全活動などのボランティア活動に参加しましょう。

(2) 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」のための市民の取組

自らが健康で快適に暮らせるよう、日常生活において公害の防止のために次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標

- 自家用車運転時のエコドライブを推進しましょう。
- 低公害車の購入を促進しましょう。
- 自動車の利用ができるだけ減らしましょう。
- 電車・バスなどの公共交通機関や徒歩・自転車の移動を促進しましょう。
- 自家用車への無駄な荷物の積載をやめましょう。
- 燃却物質の有害性について更に理解に努めましょう。
- 環境にやさしい洗剤利用、適正量使用を促進しましょう。
- 使用済みのてんぷら油をそのまま排水口に流さないようにしましょう。
- 三角コーナーや排水口に目の細かいネットをかけ、残飯などを流さないようにしましょう。合わせてひと絞りを行いましょう。
- 合併処理浄化槽の設置及び適正な維持・管理を促進しましょう。
- 楽器の演奏やオーディオ使用の際は音量や時間帯に配慮しましょう。
- ペットのしつけやふんの始末など、飼い主としてのマナーを向上しましょう。
- 燃却時に有害物質を出さない製品を購入・利用しましょう。

(3) 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」のための市民の取組

本市に残された貴重な自然環境を守り大切に育てていくために、次のような自然と共生した行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標

- 自然環境のシンボルでもあるウミガメを守りましょう。
- 身近な自然として田園環境への関心を更に深めましょう。
- 野山の植物をむやみに採取しないようにしましょう。
- 生態系に影響を与える外来種を持ち込まないようにしましょう。

- 子どもたちに農業・漁業・林業とふれあい・理解してもらうために自然体験学習に参加しましょう。
- ごみのポイ捨てをやめましょう。
- 散乱ごみがひどい場所の清掃活動に協力しましょう。

(4) 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」のための市民の取組

自然環境を単に保全するだけでなく、自らも積極的に緑化に努め、自然や文化とふれあう機会づくりのため、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標

- 海岸・河川にごみ投棄をしないようにしましょう。
- 海岸・河川の清掃運動に参加しましょう。
- 海岸に車を乗り入れないようにしましょう。
- 水辺・緑の自然環境学習に参加しましょう。
- 水辺・緑のふれあい活動に参加しましょう。
- まちの歴史・文化遺産を学習しましょう。
- 文化財保護・伝統芸能保存の取組に参加しましょう。

(5) 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」のための市民の取組

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対して、家庭や職場などの地域から取り組むために、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標

- 散乱ごみがひどい場所の清掃活動に積極的に協力しましょう。
- ライフスタイルを見直し、経済的節約を含めた省エネ活動を実践しましょう。
- 太陽熱温水器・太陽光発電施設・風力発電を設置しましょう。
- 節電に取り組みましょう。
- 電化製品を適正に整備・管理しましょう。
- ガスや灯油の使用を節約しましょう。
- 過度のエアコン使用を抑制しましょう。(クールビズは室温 28°C、ウォームビズは室温 20°Cを目安に設定)

- エアコン・掃除機のフィルターをこまめに手入れしましょう
- 使っていない部屋の照明・電化製品のスイッチ・主電源をこまめに切りましょう。
- テレビ・ビデオなどの使用時間を短縮しましょう。
- 酸性雨や紫外線に关心を持ちましょう。
- 家電リサイクル法に基づく冷蔵庫などの家電製品を捨てるときは販売店に持ち込みましょう。
- 蛇口・シャワーから水・お湯を出したままにしないようにしましょう。
- 風呂の残り湯を洗濯・洗車・庭への散水に利用しましょう。
- トイレ流水量の減量化を行いましょう。(節水タンクの工夫など)
- 屋根に降った雨水を貯めて、生活用水や庭の散水などに利用しましょう。
- ごみのポイ捨てをやめましょう。
- 買い物時にはエコバッグを利用し、過剰包装を断りましょう。
- 使い捨て商品は極力購入しないようにしましょう。
- リターナブル容器商品*を購入しましょう。
- エコマーク商品*など環境に配慮した商品を購入・利用しましょう。
- 生ごみ処理機などの利用によるごみの減量化を推進しましょう。
- せん定した枝や落葉などは焼却せず、堆肥化を促進しましょう。
- ごみ収集活動などに積極的に参加しましょう。
- 分別収集を徹底しましょう。
- 生ごみの分別収集に協力しましょう。
- 不用品のリユースやリサイクルを促進しましょう。
- 故障品の修理・再使用を促進しましょう。
- エネルギーの地産地消を促進しましょう。

2 事業者の取組

事業者は社会経済活動の主要な部分を占めており、それだけに発生する直接・間接の環境負荷も大きいものがあります。事業活動における、資源の採取、生産、加工、流通、販売、使用、廃棄・リサイクル等のライフサイクルのすべての段階において、公害の防止や自然環境の保全を行うことはもとより、製品等が消費者や他の事業者によって使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減させるような工夫を行い、再生資源等の環境への負荷の低い原材料やサービスを利用するように努めることなどが求められています。

そのために、環境保全に向けた自らの行動に係る具体的な計画を策定し、これを実行するためのシステムを構築することが必要となっています。また、市が実施する環境施策に協力するとともに、市民とともに様々な環境保全活動やリサイクル活動に積極的に取り組むことが必要です。

事業者の皆様には、地域社会の一員として、自らの事業活動において環境保全行動を積極的に推進していただくため、以下のような環境に配慮した取組目標を示します。

(1) 「環境を大切に思う意識を育てるまちづくり」のための事業者の取組

環境の保全と創造は市民の努力だけでできるものでなく、事業者の皆さんとの積極的な協力と参加により達成されるものです。地域総参加による環境の保全と創造を実現するために、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
<input type="checkbox"/> 従業員に対する環境行動実践に向けた指導、企業内勉強会を開催しましょう。
<input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動やリサイクル活動に事業所全体で積極的に参加しましょう。

(2) 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」のための事業者の取組

健康で快適に暮らせるよう、事業活動において公害の防止のために次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 出張時は公共交通機関の利用を促進しましょう。<input type="checkbox"/> 営業車運転時のエコドライブを推進しましょう。<input type="checkbox"/> 低公害車の購入を促進しましょう。<input type="checkbox"/> 排水処理施設を法に基づき適正に設置しましょう。<input type="checkbox"/> 飲食店などにおける厨房排水に注意しましょう。<input type="checkbox"/> 農薬・化学肥料は適量・適正に使用しましょう。<input type="checkbox"/> 工場・事業所などにおける騒音・振動発生施設に対する適正な騒音・振動防止対策を実施しましょう。<input type="checkbox"/> 建設作業では、低騒音・低振動の機械・工法を推進しましょう。<input type="checkbox"/> 産業廃棄物は、処理施設で適正に処理しましょう。<input type="checkbox"/> 化学物質などを適正に使用し、不要となった化学物質は適正に処理しましょう。<input type="checkbox"/> 家畜や堆肥などからの悪臭発生を防止しましょう。<input type="checkbox"/> 使用済みの容器類、ビニール、漁網などを適正に処理しましょう。<input type="checkbox"/> 敷地内緑化を推進しましょう。<input type="checkbox"/> 建物の屋上・壁面緑化を推進しましょう。<input type="checkbox"/> 市民団体・市が行う緑化保全活動に協力・参加しましょう。

(3) 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」のための事業者の取組

本市に残された貴重な自然環境を大切に守り育てていくために、次のような自然と共生した行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標

- 農地・水路・集落などの自然環境を保全しましょう。
- 木竹材の有効活用を促進しましょう。（伝統工芸との結びつきを視野に入れた有効利用、木炭、竹炭の利用促進）
- 開発行為における自然環境への配慮を行いましょう。
- 野生動植物の生息・生育場所を保全しましょう。
- 自然環境に関する地域活動への参加・開催を推進しましょう。
- 環境保全型農業*を推進しましょう。（減農薬・減化学肥料の促進を図ることから取り組み、将来的には無農薬・無化学肥料による有機農業の推進、休耕地の有効活用など）
- 散乱ごみがひどい場所や事業所周辺の美化清掃活動を行いましょう。

(4) 「自然や文化にふれあうことができる」ための事業者の取組

自然環境を単に保全するだけでなく、自らも積極的に緑化に努め、自然や文化とふれあう機会づくりのため、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標

- 農業用水路やため池の水辺環境を維持・保全しましょう。
- 海岸・河川にごみ投棄をしないようにしましょう。
- 海岸・河川の清掃運動に参加しましょう。
- 文化的・郷土的景観を保全するために文化財周辺の開発行為を自粛しましょう。

(5) 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」のための事業者の取組

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対して、すべての事業活動において取り組むために、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標

- コスト縮減を視野にエネルギー使用量を計画的に削減しましょう。
- 太陽熱温水器・太陽光発電施設・風力発電施設を設置しましょう。
- オフィス機器・生産設備に省エネルギー型製品を導入しましょう。
- 過度のエアコン使用を抑制しましょう。(クールビズは室温 28°C、ウォームビズは室温 20°Cを目安に設定)
- OA機器などの未使用時には節電モードにしましょう。
- 水源かん養林を保全・育成しましょう。
- 敷地内における土の面をできる限り残すようにしましょう。
- 事業所内での節水を推進しましょう。
- グリーン購入や環境にやさしい事務・事業を推進しましょう。
- 買い物袋の配布量を抑制しましょう。
- ごみの減量化につながる商品（詰め替え商品、リターナブル容器商品など）の販売を推進しましょう。
- 簡易包装やノ一包装を実施しましょう。
- ごみの減量・リサイクルに係る責任者を配置しましょう。
- 農業・林業・漁業などの産業活動から出る廃棄物を適正に処理しましょう。
- 店舗に缶・BIN、紙パック、食品トレイなどの回収ボックスを設置しましょう。
- 使用済みの農業用プラスチック（マルチ等）などを回収し、適正処理・リサイクルを行いましょう。
- コンポスト*化を促進しましょう。
- エネルギーの地産地消を促進しましょう。

第6章

計画の推進体制等

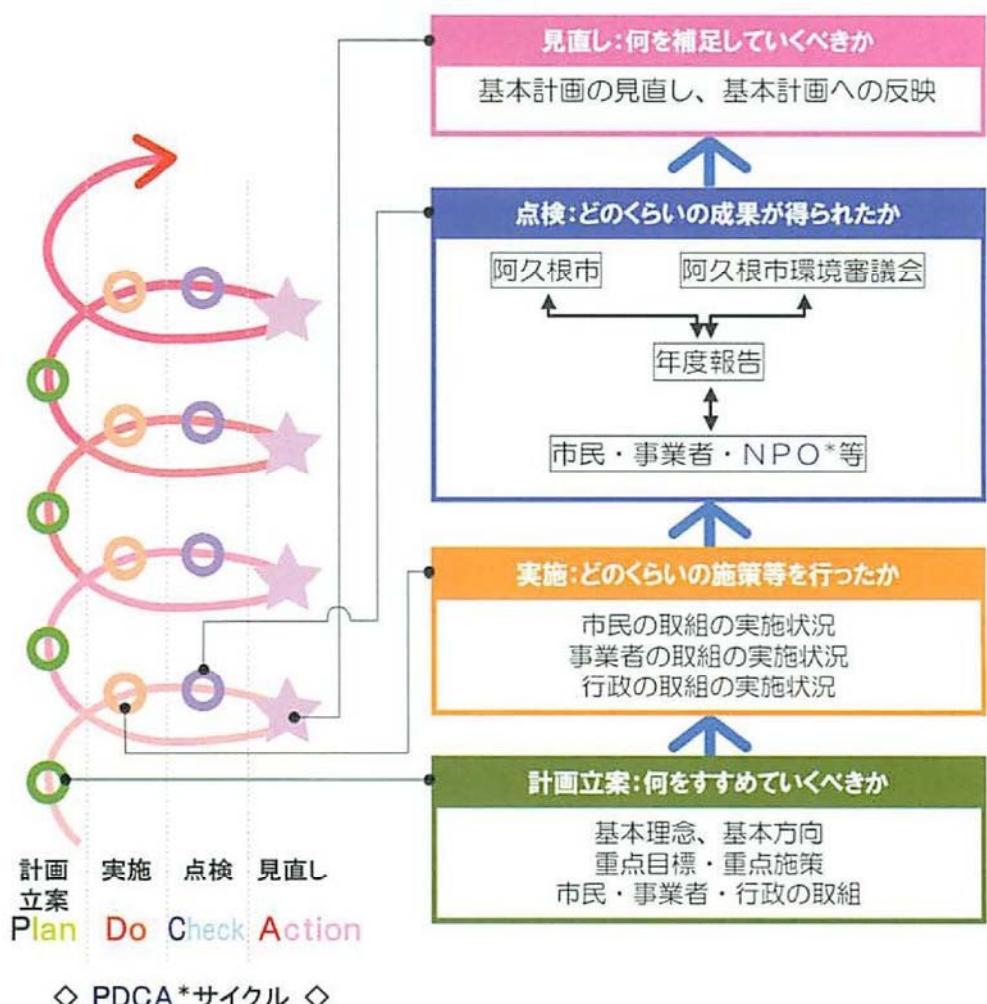
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の普及
- 3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）
- 4 調査・研究の推進
- 5 行政内部の連携・調査（進行管理）及び関係機関との連携強化

1 計画の推進体制

阿久根市環境基本計画は、行政、市民、事業者が共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによる施策の推進を軸として、基本理念、基本目標の達成を実現しようとするものです。

そのためには、単なる施策の提示のみにとどまらないよう、計画の普及と推進方策を明確にする必要があります。そこで、下記のような推進体制及び方策に基づき、計画を推進していきます。

阿久根市環境基本計画の推進体制



2 計画の普及

市民一人ひとりはもとより、自治会などの市民の活動組織や企業、事業者団体などを対象に、計画の内容についての普及・啓発を図るため、阿久根市環境基本計画を行政、事業者、市民に広く公表し、計画の普及・啓発に努める必要があります。

計画の普及を図るために、計画の概要版の作成、広報・インターネットホームページによる市民・事業者への普及・情報提供を行います。

3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）

行政内部、事業者、市民に対して環境に対する意識啓発を行い、計画推進の支援を行っていくに当たっては、環境に係る情報提供を実施していくことが必要不可欠です。そのために、行政においては環境情報を提供していくためのシステムづくりが必要です。

環境情報に係るシステム構築については、情報の処理が比較的容易に行うことができるデータベースソフトによる手法が考えられます。

データベースによる公開の手法としては、庁内のネットワーク上の公開やインターネットホームページ上の公開をベースとして、広報、環境専用情報誌の活用も考えて情報公開を図ります。

情報システムで担うべきデータに関しては、①市内で実施されている測定データ・モニタリング*データの蓄積、②技術革新が目覚ましい環境分野における様々な情報の整理、③環境関連法規などに係る情報の整理、④その他市内で作成した環境関連計画、環境関連資料の蓄積などが必要と考えられます。

4 調査・研究の推進

環境に係る情報は未確定要素が高いものや調査研究が進んでいないものが少なくありません。本市にかかわりが深いと考えられる環境項目に関しては、調査・研究を推進して環境に係る認識・知識の向上を図り、よりよい環境施策へつなげていきます。また、事業者・市民が有する情報や研究成果などの提供についても要請を行い、市民・事業者・行政一体となった調査・研究体制づくりについて検討していきます。

現時点で考えられる調査・研究の対象としては、脇本海岸などに産卵にやってくるウミガメの生態、自然エネルギー式発電施設導入への助成などが挙げられます。また、前回の計画で触れられている、生ごみの有効利用については現在、生ごみ堆肥化事業を実施していることから、この事業の進捗状況等の周知が必要と考えます。調査研究の成果については、先に挙げられた環境情報システムの整備と連動させて、できるだけわかりやすいかたちで広く公表して、市民参加による環境に配慮したまちづくりの基礎となるように努めます。

5 行政内部の連携・調整（進行管理）及び関係機関との連携強化

環境施策の推進に当たっては、府内関係各課の連携した取組が不可欠であり、常時、環境政策について横断的な調整を行うことができる組織づくりが必要です。

府内各課における取組に関して連携・調整を図り、計画で示された目標がどの程度達成されているかの評価を実施します。また、国・県などの関係機関との連携を強化し、国・県の環境影響評価*の法制度などを踏まえて、各種開発事業などの計画段階における環境配慮を充実させていきます。

資料編

- 1 用語の解説**
- 2 環境目標に係る各種基準等（参考）**
- 3 阿久根市環境基本条例**

1 用語の解説

阿久根市まちづくりビジョン

令和2年度から6年度までの期間で策定し、本市が目指すべきまちづくりの方向性を示した、基本構想、基本計画、事業で構成される。

硫黄酸化物 (SOx)

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄 (SO), 三酸化二硫黄 (S₂O₃), 二酸化硫黄 (SO₂), 三酸化硫黄 (SO₃), 七酸化二硫黄 (S₂O₇), 四酸化硫黄 (SO₄) などがある。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を培焼するときに排出される。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となる。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因にもなる。硫黄酸化物による大気汚染問題については、高煙突、重油脱硫技術、排煙脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化した。

エコツーリズム

環境学習の要素をもち、自然を探訪するツアーや農山漁村や地域の風土・文化等を訪ねるツアーやこと。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す。主な内容としては、アイドリングストップの励行、法定速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

エコマーク商品

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。

メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。

エコマークの認定された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、2019年6月現在、68類型で5,222製品（契約者数は1,450社・団体）にのぼる。

エコライフ

私たちの生活がまわりの環境や私たち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていくような生活スタイルをおくること。

汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値に、総人口（住民基本台帳人口）で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標です。

オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことである。オゾンは、高度約10-50kmほどの成層圏に多く存在し、特に高度約25kmで最も密度が高くなる。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

化学的酸素要求量 (COD:Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

測定方法は世界的には重クロム酸ナトリウムで酸化する方法が一般的だが、日本で

は日本工業規格 K0102（工場排水試験方法）に準拠して、硫酸酸性で過マンガン酸カリウムにより沸騰水浴中（100°C）で30分間反応させたときの消費量を測定し、試料中の有機物の汚濁度を算出する。

なお、二価鉄や亜硝酸塩などの存在によって測定値が高くなる場合がある。

環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼及び海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法（1970年）に基づき排出水の規制のための基準値が定められている。

鹿児島湾ブルー計画

「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、鹿児島湾の良好な水質を保つとともに、人々が憩い親しむきれいな水辺を保全するため、将来にわたって確保されるべき鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したもの。

合併処理浄化槽 → 浄化槽

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。1998年5月制定。経済産業省・環境省所管。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用又は熱回収）する。

リサイクル率は、重量比でテレビ55%，エアコン60%，冷蔵庫と洗濯機50%。一般家庭から排出される廃家電は年間約60万トンにのぼり、そのほとんどが埋め立て処分されてきたことから、資源の有効利用と廃棄物減量のため同法が制定された。拡大生産者責任をはじめて法的に制度化したものであるが、排出者（消費者）が費用負担するのは使用済み・小売業者引き渡し時であるので、不法投棄を誘発するとの指摘もある。

ガレージセール

ガレージセールとは、いらなくなつた私物をガレージ（場合によつては庭や部屋）に並べて売るという個人が開く不用品バザーを指す。

環境影響評価（環境アセスメント）

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

1969年にアメリカにおいて法制化された NEPA（国家環境政策法）に環境アセスメントの沿革が求められ、環境配慮のための民主的意思決定、科学的判断形成方法として考案されたのが、もともとの意味での環境アセスメントである。米国においては複数の代替案から最適案を選出する手続が最大の特徴になっているが、わが国の環境アセスメントにおいては代替案の比較検討を必須要件とせず、環境基準等の環境保全目標をクリアしているか、環境影響を低減させるための最大の努力を図ったかで評価することとしている。しかし、評価手法、評価手続の客観性の確保、環境アセスメントの結果そのものの拘束力の確保など、課題が残されており、より早期にアセスメントを行う戦略的環境アセスメントの導入の必要性が指摘されている。

環境基準

環境基本法（1993年）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。

環境基本計画

環境基本法（1993）の第15条に基づき、政府全体の（1）環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、（2）環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により政府の計画として定めることとされている。策定のプロセスにおいては、パブリックコメントの募集や各種団体との意見交換など、国民参加の促進を図っている。1994年12月に策定され、2000年12月の改定を経て、2006年4月から第三次環境基本計画として定められている。政府が一体となって進める施策とともに、多様な主体に期待する役割についても示している。循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標に据え付けて、地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水循環の確保、化学物質対策、生物多様性の保全、環境教育・環境学習などに重点をおいて施策を展開していくこととされている。

環境基本法

これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。このほか、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

京都議定書

1997年の地球温暖化防止京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書。2008～12年の間にCO₂など6種類の温室効果ガスの排出量を、先進国全体で

1999年より5.2%減らすことを決め、EU全体で8%，米国で7%，日本で6%など国ごとの削減目標値も定められた。

グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと、長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した。

グリーンツーリズムの振興は、都市住民に自然や地元の人とふれあう機会を提供するだけでなく、農山漁村を活性化させ、新たな産業を創出すると見られている。

県環境基本計画

鹿児島県環境基本条例第11条第1項の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

光化学オキシダント (O_x)

大気汚染防止法（1968年）は第23条の緊急時の措置で、光化学オキシダントの注意報・警報の発令を規定している。注意報に該当する光化学オキシダント濃度は、常時監視の測定データが1時間値で0.12 ppmを超えた場合とされ、気象条件からみて汚染が継続すると認められるとき、都道府県知事はテレビ・ラジオ等を通じて一般への周知、固定発生源や自動車に排出や走行の自粛を求めるなどの措置がとられる。

これを「注意報」と呼ぶ。毎年の注意報発令の日数は、気象条件等に大きく影響され、変動が著しいが、平成に入ってからは延べ日数で100日～200日程度で推移している。また、さらに汚染状況が悪化して、人の健康や生活環境に重大な被害が生ずるような場合は、警報の発令を規定している（同法第23条第2項）。光化学オキシダントの警報濃度は0.4 ppm。この場合に都道府県知事は、固定発生源に対しては命令、自動車走行については公安委員会の措置要請を行うとされている。この法定濃度とは別に、都道府県等により光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24 ppm以上で気象条件から見て汚染の状態が継続すると認められるときにオキシダント警報を発令される。1970年代前半は毎年数日程度の発令があったが、その後は気象条件により発令される年と発令されない年があった。最近では2002年に2日発令された。

公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう（下水道法、1958年）。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。国土交通省によると2014年度末の下水道処理人口普及率は79.3%，汚水処理人口普及率は91.4%である。

20世紀の下水道事業は遅れている社会資本の整備拡大の観点から推進してきたが、21世紀は「住みやすい暮らしの場づくり」、「健全な水循環・良好な水環境の創造」、「持続可能な都市の構築」を新たな目標とする必要がある。

なお、主として市街地において公共下水道事業が当面行われない区域においては、局部的な雨水の排除を目的とした都市下水路が整備される。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醸酵分解させ堆肥にしたものという。

酸性雨

酸性雨とは、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨・霧・雪などの（湿性沈着）及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）の総称。雨滴以外の霧や雪などを強調する場合に「酸性霧」「酸性雪」などと特定して称することもあるが、代名詞的に「酸性雨」若しくは「酸性降下物」と呼ばれることが多い。

なお、中性の水は pH 7.0 を示すが、大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に pH 5.6 を示すため、「pH 5.6 以下の酸性の雨」と定義されることもある。しかし、火山性の酸性物質や海洋地域における海塩粒子の溶解など自然発生源の影響によって、pH のバックグラウンド値は地域により様々な値を示し、ときに 5.6 より低く、5 前後になることもある。むしろ人為的な影響によって pH が酸性側にシフトする現象を指す概念といえる。

3010運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。飲食店等での会食や宴会時に、はじめの 30 分と終わりの 10 分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らしましょうという取り組みです。

資源循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

自然公園

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

自然公園の中心となる「国立公園」は、1872 年 3 月 1 日にアメリカ合衆国第 18 代グラント大統領が「イエローストーン公園法」に署名したことで誕生したのが

世界で最初の事例。日本では、1931年に制定された国立公園法により、1934年3月に瀬戸内海、雲仙、霧島の三つの国立公園が誕生した。1957年には国立公園法が自然公園法に替わり、国立公園に加えて、国定公園、都道府県立自然公園の制度が整備され、現在の自然公園の体系ができた。

2017年3月末現在、日本全国に401箇所（国立公園34、国定公園56、都道府県立公園311）、約557万haの自然公園が整備され、日本の面積の14%強を占めている。

自動車リサイクル法

自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化を推進し、環境を保全、循環型社会をつくることを目的として、2002年に公布された法律の通称。正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。使用済自動車のリサイクルと適正処理において、自動車メーカー、輸入業者、販売者、解体業者など自動車関係業者の役割と義務を定め、また消費者にもリサイクル費用の支払を義務付け、廃棄物の削減、資源の有効利用、不法投棄の防止、環境保全をより一層進めようとするもの。経済産業相の諮問機関である産業構造審議会が2001年6月に基本方針を決定、2002年の通常国会に「自動車リサイクル法案」として提出し、同年7月に成立。段階的に施行され、2005年1月に完全施行となった。

浄化槽

水洗トイレ汚水（し尿）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。処理水は終末処理下水道以外に放流される。市町村の設置する「し尿処理施設」は含まない。具体的には、1戸建ての住宅で利用される家庭用浄化槽から、集合住宅や住宅団地、集落で利用される共同排水処理施設などを指す。し尿のみを処理する「単独浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併浄化槽」の2種類があるが、浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになってきている。下水道と同レベルの浄化能力を持ち、原排水の汚濁物質の9割方は除去される。設置に際しては、国と自治体の補助金交付制度が適用され、個人負担を軽減している。

振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。振動レベルは、人体の全身を対象とした評価尺度として、鉛直振動感覚補正特性によって補正した測定値として算出されている。単位はデシベル（dB）である。

水源かん養林

雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林。

水象（すいしょう）

水に関連する現象の総称。河川・湖沼・地下水などの「陸水」や、あるいは海洋における「海水」が、気象現象や地震などに関連して生じる諸現象全般を指す語として用いられる表現。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（1970年）に基づく排水基準が定められている。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。なお、BODは生物によって代謝されやすい有機物を表現しているもので、代謝されにくい物質は測定値のなかに入ってこない。また排水中に生物に対して有毒な物質が含まれていると、生物の活性を低下させるため、実際よりも低い値となる。一方、長時間のBOD測定でアンモニアや亜硝酸のような無機物質による酸素消費がみられると、測定値が実際よりも高くなる場合がある。似たような指標にCODがある。（環境基準では湖沼と海域ではCODで定められている。）これは、河川は流下時間が短く、その短い時間内に生物によって酸化されやすい有機物を問題にすればよいのに対して、湖沼や海域は滞留時間が長く、有機物の全量を問題にする必要があること、また湖沼には光合成により有機物を生産し、溶存酸素の消費・生成を同時に行なう藻

類が大量に繁殖していることから、BOD の測定値が不明瞭になることなどによるとされる。

節水コマ

節水コマとは、水道の蛇口の中にあるコマと呼ばれる部品で、これを通常のものから節水コマに取り替えれば、蛇口を半分ぐらいあけた場合で、水量が普通コマ 1.2L／分に対し、節水コマ 6L／分と 50% の節水効果がある。コマの交換作業は簡単にできるため、各家庭の水道蛇口に節水コマを取り付けることによって、全体として、かなりの節水効果が期待される。

騒音レベル

JIS に規定される指示型の騒音計で測定して得られる dB (デシベル) 数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路 A 特性で測定した値を dB (A) で表す。騒音の環境基準、規制基準などはすべて、騒音レベルによる。

ダイオキシン類

PCB に構造が近い有機塩素化合物で、「ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン」の略称。塩素の付加する位置や数で、75種類の異性体があり、なかでも「2.3.7.8-四塩化シベンゾパラダイオキシン」は、史上最高の毒物といわれる。日本でもごみ焼却場での生成、紙・パルプの塩素漂白工程での生成などからダイオキシンが検出され問題となっている。

第5次阿久根市総合計画

21世紀を迎えるにあたり、本市のまちづくりの方向性や施策のあり方などを明確化した基本計画。基本構想、基本計画、実施計画で構成される。

大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）又は、検水 100mL 中の最確数 (MPN) で表され

る。測定方法は、試料の連続した希釈4段階を5本ずつBGLB醣酵管に植種し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。

大腸菌群数の生活環境の保全に関する環境基準値は類型別に定められており、河川はAA類型の50MPN/100mL以下～B類型の5000MPN/100mL以下、湖沼はAA類型の50MPN/100mL以下～A類型の1000MPN/100mL、海域はA類型で1000MPN/100mL以下となっている。

地球温暖化

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を一部吸収して、宇宙空間に逃げる熱を封じ込める現象を温室効果という。近年、温室効果をもつといわれる二酸化炭素、メタン、フロンガス等の濃度が増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体に策定が義務付けられた計画。市町村行政において、温暖化抑制のための具体的な取組を実行していくものである。

地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。（1）地球温暖化、（2）オゾン層の破壊、（3）熱帯林の減少、（4）開発途上国の公害、（5）酸性雨、（6）砂漠化、（7）生物多様性の減少、（8）海洋汚染、（9）有害廃棄物の越境移動 一の9つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきているが、厳密な定義がなされているものでもない。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス（NOx）ともいう。大気汚染物質と

しての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。新エネルギー、新エンジンの技術開発により、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素が併せて低減できるものが一般的。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。2001年に定められた「低公害車開発普及アクションプラン」では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加え、実用段階にある低公害車を2010年までのできるだけ早い時期に1,000万台以上を普及させることにしていた。これに対して、2010年3月末の全国の普及台数は約2,055万台、2020年3月末現在の全国の普及台数は8,605万台となっている。

デシベル

騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位である。デシは10分の1を意味する接頭語であり、デシベル(dB)はベル(B)の10分の1ということになる。

田園環境整備マスターPLAN

地域の合意のもと、市町村が作成する農業地域の環境保全に関する基本計画を環境保全の基本方針や地域の整備計画を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」（自然と共に存する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）に区分することとしている。

等価騒音レベル

時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつであり、通常、騒音レベルは時間とともに変動するため、その評価にあたっては、一定の測定時間内でこれに等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルを使用している。単位はデシベル（dB）である。

二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスともいう。化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。大気中で酸化して三酸化硫黄となり更に水分と結合して硫酸ミストとなって浮遊する。主要な大気汚染物質である。

ネイチャーゲーム

1979年、米国ナショラリスト、ジョセフ・コーネル氏により発表された自然体験プログラムでいろいろなゲームを通して、自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気付くことを目的としている。自然に関する特別な知識がなくても、豊かな自然のもつ様々な表現を楽しめるゲーム。

廃棄物

廃棄物処理法（1970年）では、廃棄物は「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固型状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。廃棄物処理法上は、気体は廃棄物に含まれない。

「不要物」について、1971年に旧・厚生省環境整備課長通知で“占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったもの”との解釈

が示された。この「自ら利用」とは、他人に有償売却できるものを占有者が使用することで、有償売却できない場合は該当しない。廃棄物処理法では、物の性状だけでなく、排出状況・通常の取扱形態・取引価値の有無・占有者の意思等を総合的に勘案して判断（いわゆる総合判断説）する。廃棄物のリサイクルに際して処理業の許可を要することがリサイクル推進の阻害要因との指摘や、「不要でないリサイクル可能物」として不当に放置される事例多発など適正処理の観点から廃棄物の定義等にかかる議論も盛んになっている。

ハマジンチョウ

常緑の熱帯植物で漏斗状の紫の花を11月から4月頃まで開花する。普通は種子島以南に生育し、潮風の吹く温かい海辺やその付近の淡水地に育つ種だが、本市では潟地区に自生し、九州本島唯一の自生地として昭和28年に県の天然記念物に指定された。

微小粒子物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その大きさが $2.5\text{ }\mu\text{m}$ ($2.5/1000\text{ mm}$) 以下の非常に小さな粒子のことで、発生源としては、化石燃料の燃焼、土壤（黄砂）や火山噴出物及び大気汚染物質等の化学反応などである。また、健康への影響としては、粒子が非常に小さいことから、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系疾患（喘息など）への影響、肺がんなどのリスク上昇の懸念及び循環器系への影響の懸念が考えられる。

PM2.5の係る環境基準としては、平成21年9月9日環境省告示第33号で1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}$ ($15/1000\text{ g}$) / m^3 以下かつ1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とされている。

県では、県民が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、平成25年3月から、国が示した注意喚起のための暫定的な指針に該当する場合には、「PM2.5に関する注意情報」を発表することとしています。

非メタン炭化水素（NMHC）

非メタン炭化水素自動測定機で得られたメタン以外の炭化水素の総称です。...
非メタン炭化水素の主な発生源は、塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び

自動車です。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていませんが、光化学スマッグの発生防止対策としての指針値があります

浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊又は懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。SS、懸濁物質と呼ばれることがある。検体の水をガラス纖維ろ紙（孔径 $1 \mu\text{m}$ 、直径 24~55mm）を用いてろ過し、乾燥したのちろ紙上に捕捉された量を秤量する。検体の水 1 L 中の重さに換算して浮遊物質量とする。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまつ死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。排水の排水基準、公共用水域の環境基準、下水道への放流基準で規制されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うものほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。年平均 $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。このため SPM の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、と定められている。汚染状況について、年平均値は近年ほぼ横ばいからゆるやかな減少傾向が見られる。平成 25 年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で 86.7%，自動車排出ガス測定局で 100%。

ブルーツーリズム

島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC, HCFC, HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (Chlorofluorocarbons; CFCs) と呼んでいる。

これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾンを酸素原子に分解することがわかつてきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。こうした状況を受け、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなった。国内でも、オゾン層保護法（1988年）やフロン回収・破壊法（2001年）などにより対策が進められている。

フロン回収・破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンを大気中にみだり放出することを禁止し、業務用冷凍空調機器やカーエアコンの破棄時におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた法律で正式名称を「特定製品に係るフロン類の改修及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、平成14年10月から全面施行されたが、平成17年1月から自動車リサイクル法による規制となっている。更に、回収率が3割程度である業務用冷凍空調機器のフロン類の回収率向上を図るため、平成19年10月から、改正法が施行されている。

松木弘安（寺島宗則）

寺島 宗則は、日本の政治家。爵位は伯爵。元は松木 弘安。通称は寺島改姓後に陶蔵と名乗った。日本の電気通信の父と呼ばれる。第4代外務卿として活躍した。

緑のカーテン

つる植物を建築物の窓を覆うように繁茂させることで、太陽光の遮光や断熱効果を目的とした省エネルギー手法である。家庭や学校で取り組まれる場合は、鑑賞や生育

観察、収穫等の目的を兼ねてゴーヤやキュウリ、トマトなどが利用されることが多い。緑のカーテンによる遮光や断熱効果によりエアコンの使用を抑えることができるため、節電・省エネを期待できる。

猛禽類（もうきんるい）

飛翔力が強く、鋭いくちばしと爪をもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。ワシタカ目とフクロウ目の総称として用いられることが多い。現在、日本で繁殖する猛禽類（フクロウは除く）は16～18種類程度、越冬や渡り途中に通過するもの13種類程度が知られている。

モニタリング

施設や設備の運転状態、大気や水質などの状態を監視すること。

有価物

経済上の価値のある有体物で、鉄、アルミ、カレット、古紙類・古布類など、他人に有償で売却できるものをいうが、資源価格の変動により、無料で引き取りまたは逆に料金を支払って引き取ってもらう（逆有償）場合があることもある。

要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値が要請限度である。

溶存酸素量（DO）

水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水温の上昇につれて小さくなる。酸素の溶解度が小さくなると同時に、光合成の原料となる二酸化炭素の溶解度も低下して光合成速度が落ちるため、水中の溶存酸素濃度は低下する。一方で、水温の上昇によって生物の活動は活発化し、呼吸や有機物の好気的分解による酸素消費速度量が増

加する。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生する。

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。

リターナブル容器商品

繰り返し使用が可能な容器。中身を消費した後の容器を、販売店を通じメーカーが回収し、洗浄して再び使用する容器を指す。例えば、ビールびんは平均20～30回、一升びんは6回ほど繰り返し使用される。

2030 アジェンダ

2000年 の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

BOD → 生物化学的酸素要求量

COD → 化学的酸素要求量

DO → 溶存酸素量

NMHC → 非メタン炭化水素

N O x → 窒素酸化物

P D C A サイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

pH(水素イオン濃度)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH 試験紙や pH 計などで簡単に測定できる。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。河川水は通常 pH6.5～8.5 を示すが、河口での海水の混入や、石灰岩地帯や田畠など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトする。河川における pH の環境基準は類型別に定められており、「6.5(あるいは 6.0)～8.5」を地域の状況によりあてはめる(類型あてはめ)。ただし、pH 値は厳密には温度によって変化するので、調査に当たっては測定時の水温も付記する必要がある。一方、雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあり、pH5.6 以下の雨を酸性雨と定義づけている。これは、大気中に存在する炭酸ガスが雨水に溶け込み平衡状態になったときの値が 5.6 のため。ただし、人間活動がない場合でも火山からの二酸化硫黄 (SO₂) の放出や、海洋からのジメチルサルファイドの放出による硫酸イオンの生成など、自然活動によって雨水が酸性化することがあり、特に海洋近傍では pH5.0 前後がバックグラウンド値となる。

PM2.5 → 微小粒子物質

S D G s

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、2015 年 9 月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標。

S O₂ → 二酸化硫黃

S O_x → 硫黃酸化物

S P M → 浮遊粒子狀物質

S S → 浮遊物質量

2 環境目標に係る各種基準等（参考）

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm内又はそれ以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

音に係る環境基準

（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間（午前6時～午後10時）	夜 間（午後10時～午前6時）
A A	50dB 以下	40dB 以下
A	55dB	45dB
B		
C	60dB 以下	50dB 以下

（道路に面する地域）

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例	70dB 以下	65dB 以下

自動車騒音の要請限度

地域の区分	環境上の条件	
	昼間	夜間
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc地域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例	75dB	70dB

水質汚濁に係る環境基準－人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

水質汚濁に係る環境基準－生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—

水質汚濁に係る環境基準－生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこ と。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこ と。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

窒素及び燐に係る環境基準（海域）

類型	基 準 値	
	全窒素	全燐
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ダイオキシン類に係る基準

項 目	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg-TEQ/L 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
底 質	150pg-TEQ/g 以下

3 阿久根市環境基本条例

私たちの郷土阿久根市は、南北40キロメートルに及ぶ海岸、人々にやすらぎをもたらす田園風景、四季の移ろいを伝える山々など美しい自然環境に恵まれている。

私たち阿久根市民は、この美しい自然のなかで、豊かな恵みを受けながら健やかな生活を営んできた。

しかし、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、オゾン層の破壊、異常気象、地球温暖化等地球的規模で環境に影響を及ぼしている。

このような環境への負荷をできる限り低減し、かけがえのない財産である本市の自然を守り、育て、そして次の世代へ引き継いでいくことは、私たちの責務である。

そのためにも、私たちは、環境が生きるもののがんの根源であることを認識し、自らの生活、社会経済活動を見直し「自然と人が共生するまちづくり」を進めるため、すべての市民参加の下に健全で恵み豊かな環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福

祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
- 4 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市の施策)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とし、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海岸等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、ゆとりとうるおいのある快適な環境が保全されること。
- (4) 自然と調和した良好な都市景観及び居住環境が形成されること。
- (5) 環境教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。
- (6) 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、阿久根市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮するものとする。

(環境学習等の推進及び自発的活動の促進)

第10条 市は、環境に関する学習及び教育の推進並びに環境に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動が自発的かつ積極的に行われるようとするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第11条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び環境の負荷の低減に資する製品等の利用並びに廃棄物の減量、再利用及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量、再利用及び適正な処理に率先して努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市は、市民及び事業者による環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(環境審議会)

第13条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、阿久根市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画その他環境の保全に関する基本的事項を審議する。

(審議会の組織)

第14条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適當と認める者

(審議会の委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第16条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めたときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(推進体制)

第17条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。